養育不調の予防とケアのための手引き

―里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設とともに

「子ども一人ひとりのチーム」を作るために―

令和７年度こども家庭科学研究費補助金
成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

研究代表者　引土達雄

養育不調の予防とケアのための手引き

—里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設とともに「子ども一人ひとりのチーム」を作るために—

令和７年度こども家庭科学研究費補助金
成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業

児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

研究代表者　引土達雄

目次

目次……………………………………………………………1

手引き早見表 ……………………………………………………5

1．はじめに ………………………………………………………6

1-1．社会的養護の現状と養育不調の課題 ……………………… 6

1-2．手引きの目的 …………………………………………… 8

1-3．養育不調の定義 ………………………………………………10

2.養育不調による委託（措置）解除事例のプロセス ……………………11

2-1．児童相談所への調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図 ….12

2-2．フォスタリング機関への調査から得られた

養育不調による委託解除のプロセス図 ….14

2-3．里親への調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図 …………16

2-4．ファミリーホームへの調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図 .18

2-5．地域小規模児童養護施設への調査から得られた

養育不調による措置解除のプロセス図 ….20

3. 委託（措置）前に求められる対応 22

3-1. アセスメント 22

3-1-1. 総論 22
3-1-2. 児童相談所がアセスメントにおいて気を付けること 23
3-1-3. アセスメントにおけるフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 25
3-1-4. 里親家庭全員の合意と役割分担の確認について 27
3-1-5. 新たな委託に向けたファミリーホーム全体の合意形成と受け入れ体制の確認...... 29
3-1-6. 地域小規模児童養護施設の理念の理解と組織のアセスメント 30

3-2. マッチング・交流に求められる対応 32

3-2-1. 総論 32
3-2-2. 児童相談所が気を付けるリスクの高いマッチングと交流の考え方 33
3-2-3. マッチング・交流におけるフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 35
3-2-4. 里親がマッチングと交流に際し準備すること 37
3-2-5. ファミリーホームがマッチングと交流に際し準備すること 38
3-2-6. 本体施設か地域小規模か―子どものニーズに応じた入所とアセスメント―......... 39

3-3. 子ども・養育者への説明、情報共有に求められる対応 40

3-3-1. 総論 40
3-3-2. 児童相談所における里親・ファミリーホーム・子どもへの情報提供 41
3-3-3. 子ども・養育者への説明、情報共有におけるフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 42
3-3-4. 里親が子どもの説明に際し検討すべき事項 43
3-3-5. ファミリーホームの養育者が子どもの説明に際し検討するべき事項 44
3-3-6. 地域小規模児童養護施設への入所に向けた
子どもへの説明と安心できる環境の準備 .46

4. 委託（措置）後に考えられるリスクと求められる支援体制 47

4-1．委託（措置）当初の対応 47

4-1-1．総論 47
4-1-2．児童相談所が委託当初に気を付けること 48
4-1-3．委託当初におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント 50
4-1-4．委託当初に里親が検討すべき事項 51
4-1-5．委託当初にファミリーホーム養育者が検討すべき事項 53
4-1-6．入所当初に地域小規模児童養護施設が検討すべき事項 55

4-2．委託（措置）中に求められる対応や支援 56

4-2-1．総論 56
4-2-2．児童相談所に求められる委託中に必要な支援 57
4-2-3．委託中におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント ...59
4-2-4．里親への委託中に求められる対応と理解 61
4-2-5．ファミリーホームへの委託中に求められる対応と理解 63
4-2-6．地域小規模児童養護施設における日々の生活の積み重ねと他機関との連携 65

4-3．養育不調が起きたときの対応 67

4-3-1．総論 67
4-3-2．児童相談所が養育不調に気づく重要性 68
4-3-3．養育不調が起きた際のフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント...69
4-3-4．里親家庭における養育不調が起きた時に行う対応 70
4-3-5．ファミリーホームにおける養育不調が起きた時に行う対応 72
4-3-6．地域小規模児童養護施設での養育不調への対応とその予防 74

5. 委託（措置）解除のときに求められる対応 76

5-1. 委託（措置）解除時の対応、子ども・養育者への説明 76

5-1-1. 総論 76
5-1-2. 委託解除の際に必要な児童相談所の支援 77
5-1-3. 委託解除時におけるフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 78
5-1-4. 里親家庭における委託解除時の対応 79
5-1-5. ファミリーホームにおける委託解除時の対応 80
5-1-6. 地域小規模児童養護施設における措置変更の判断と職員のケア 81

5-2. 委託（措置）解除後に求められる支援や対応 82

5-2-1. 総論 82
5-2-2. 委託解除後に児童相談所が行う必要のあること.............................. 83
5-2-3. 委託解除後におけるフォスタリング機関および
里親支援センターの支援上のポイント... 84
5-2-4. 里親が委託解除時に抱える主な感情とケア 85
5-2-5. ファミリーホームにおける解除後の対応と振り返り 86
5-2-6. 地域小規模児童養護施設における措置解除時の対応とアフターケア................ 88

5-3. 委託（措置）解除の対応の振り返り―今後に経験を活かすために―........... 89

5-3-1. 総論 89
5-3-2. 児童相談所における振り返りの重要な点 90
5-3-3. 委託解除時の対応の振り返りにおけるフォスタリング機関および
里親支援センターの留意点.... 91
5-3-4. 里親家庭における委託解除の対応の振り返り―今後に経験を活かすために―.... 92
5-3-5. ファミリーホームにおける委託解除の対応の振り返り
―今後に経験を活かすために― ... 93
5-3-6. 地域小規模児童養護施設における客観的な視点の活用と安全なチーム作り 94

6. おわりに 95

手引き早見表

支援者および養育者ごとに手引きの対応ページを示しています。 pdf 版ではページ番号をクリックすることで該当ページへジャンプします。 ご活用ください。	児童相談所	フォスタリング機関	里親	ファミリーホーム	地域小規模児童養護施設
1　はじめに					
1-1．社会的養護の現状と養育不調の課題	6				
1-2．手引きの目的	8				
1-3．養育不調の定義	10				
2　養育不調による委託（措置）解除事例のプロセス					
2-1.～2-5．各プロセス図	12	14	16	18	20
3　委託（措置）前に求められる対応					
3-1-1．アセスメント　–総論–	22				
3-1-2．～　3-1-6．各論	23	25	27	29	30
3-2-1．マッチング・交流に求められる対応　–総論–	32				
3-2-2．～　3-2-6．各論	33	35	37	38	39
3-3-1．子ども・養育者への説明、情報共有に求められる対応　–総論–	40				
3-3-2．～　3-3-6．各論	41	42	43	44	46
4　委託（措置）後に考えられるリスクと求められる支援体制					
4-1-1．委託（措置）当初の対応　–総論–	47				
4-1-2．～　4-1-6．各論	48	50	51	53	55
4-2-1．委託（措置）中に求められる対応や支援　–総論–	56				
4-2-2．～　4-2-6．各論	57	59	61	63	65
4-3-1．養育不調が起きたときの対応　–総論–	67				
4-3-2．～　4-3-6．各論	68	69	70	72	74
5　委託（措置）解除のときに求められる対応					
5-1-1．委託（措置）解除時の対応、子ども・養育者への説明　–総論–	76				
5-1-2．～　5-1-6．各論	77	78	79	80	81
5-2-1．委託（措置）解除後に求められる支援や対応　–総論–	82				
5-2-2．～　5-2-6．各論	83	84	85	86	88
5-3-1．委託（措置）解除の対応の振り返り　–総論–	89				
5-3-2．～　5-3-6．各論	90	91	92	93	94
6　おわりに	95				

Ⅰ．はじめに

Ⅰ-Ⅰ．社会的養護の現状と養育不調の課題

本邦の社会的養護は、子ども達の最善の利益を保障し、その健全な成長と発達を支えることを目的としています。平成 28 年改正児童福祉法では、児童を家庭および当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を行うこととし、それが適当でない場合には「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされました（「家庭養育優先原則」）。以来、社会的養護において里親家庭やファミリーホームへの委託や、児童養護施設への措置の場合は、地域小規模児童養護施設を中心に、可能な限り家庭と同様の環境における養育が強く推進されています。

社会的養護の現場では、全ての関係者がそれぞれの立場で、真摯に取り組んでいます。「里親支援センター及びその業務に関する ガイドライン」（こども家庭庁，2023)において、「里親支援センター」を中核としたフォスタリング業務の実施方法と、関係機関との連携による「チーム養育」の重要性が規定されています。里親が孤立せず、児童相談所や地域と協働できる環境を整備することで、子ども一人ひとりのニーズに応じた質の高い家庭的な養育の実現を目指すものです。しかし、今回の調査を通して強く感じたのは、「チーム養育」という言葉は知っていても、「チーム」になることは容易ではないということです。その難しさを改めて確認し、困難を乗り越えるために、子ども達の最善の利益となる生活に必要なことを言葉にして共有し、意見を統合して、子ども達それぞれのための「チーム」を築く一助として、「養育不調の予防とケアのための手引きー里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設とともに「子ども一人ひとりのチーム」を作るために—」（以下、「手引き」という）を活用していただければと思います。手引きは、こども家庭庁　こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 による『児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究』にて、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設への養育不調による委託（措置）解除となった事例に関する質問紙調査とインタビュー調査を行い、それらの内容から養育不調による委託（措置）解除を予防することや、委託（措置）解除が発生した際のどのようにケアしたら良いかを検討し作成しました（手引きにおいて事例についての記述はインタビュー調査の内容が反映されています）。

家庭養護の推進には乗り越えるべき課題があります。社会的養護のもとで暮らす子ども達の多くは、虐待や多くの人たちとの分離といった逆境的な体験をしています。それらの影響から、精神的な症状や心と体の成長の遅れが見られることがあります。また、児童相談所の保護や里親等への委託による環境の変化に伴い、言葉にならない不安や恐怖を行動といった形で表現することがあります。

そのような行動化から、養育者が子どもとの信頼関係を築くことが難しいと感じた際、対応に戸惑いや困難を感じる養育不調（P10 養育不調の定義参照）という状況が生じます。チーム養育の体制が確立していない状況で、この養育不調により対応が困難になると、里親やファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の養育者は「どのように子どもにかかわればよいか」「何を誰にどのように相談したらよいか」が分からなくなります。児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）も「養育の状況がわからずなぜそのような問題になっているのか」「どのように支援したらいいのか」が分からなくなり、対応ができない状態に陥ると考えられます。このような状況が続くことで養育者は養育継続が難しいと感じ、最終的に委託（措置）解除へつながっていくこととなります。 子どもにとっての委託（措置）解除は、再びアタッチメント対象を喪失する大きな出来事です。それは「自分は愛されないもの」という認識による自己肯定感の更なる低下、人間関係への深い不信感といった、心に深い傷を残す可能性があります。また、養育者にとっても、大きな挫折感や心理的な負担を伴い、今後の養育活動への意欲喪失につながりかねません。支援者側も、支援しながらも養育不調による委託（措置）解除を見守ることしかできない無力感を抱えることがあります。こうしたことをなかったことにせず、経験としてどのように積み重ね、共有し、今後の子どもの最善の利益に活かしていくかが、社会的養護に関わる我々一人ひとりがそれぞれの立場で取り組むべき課題となります。

チームとして準備をしていれば防げる養育不調を未然に防ぎ、養育不調が起きた時には、チームで検討し、対応することが求められます。「チーム」を築くことは、共通の目標に向かってそれぞれの専門性や経験を分かち合い、互いに尊重し、補完し合うプロセスです。子ども達一人ひとりの「チーム」ができることの最大のメリットは、多角的な視点からその子どものニーズを深く理解し、一貫したかかわりの中で、子どもが安心できる養育環境を提供できることです。この手引きは、「チーム」を築くための第一歩として、関係者全員が子ども達の声に耳を傾け、その成長を支えるための具体的な指針を示します。チーム養育体制が整うことで、子どもや養育者は「自分は一人じゃない」「見守ってくれている人がいる」という安心感につながり、自己肯定感を育み、未来を切り拓く力になります。この手引きが、それぞれの現場で「チーム」を結成し、子ども達の笑顔と健やかな成長を育むための礎となることを願っています。

1-2. 手引きの目的

手引きでは、養育不調という困難な状況を、子ども達に安定した養育環境を提供するためのアセスメントや支援の再検討の機会と捉えています。そのため手引きは、チームを構成する養育者や支援者が自身の役割を認識し、チームで養育不調に取り組むための指針とすることを目的としています。

手引きは、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスタリング機関への調査結果に基づき作成されています。なお、児童相談所やフォスタリング機関への調査においては里親やファミリーホームの養育不調による委託解除事例を対象としており、児童相談所やフォスタリング機関に求められる対応についての箇所は、主に里親・ファミリーホームへの委託を念頭に記述しています。なお、児童相談所による地域小規模児童養護施設の措置の際の対応については、児童相談所による地域小規模児童養護施設への直接措置の事例が少ないことから、手引きでは限定的な記述にとどまっています。

本手引きは以下の 3 つの側面から養育不調の予防と課題の分析と対応について検討できるよう構成されています。

1）養育不調のプロセスとリスクの可視化：

養育不調がどのようにして起きるのかというプロセスを、多角的な視点から分析します。児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設といった各機関・養育形態における養育不調のプロセスを、インタビュー調査の結果に基づいて整理し、それぞれの立場から見たリスクを可視化します。委託（措置）前に行うべきことについて考え、問題の要因がどこにあるのかを特定し、効果的な対策を講じるための第一歩とします。

2）検討すべき点の提示：

手引きでは、養育不調を未然に防ぐための「アセスメント」「マッチング」「情報共有」といった委託前段階の対応から、委託後の「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」、そして養育不調が起きた際の「介入」「振り返り」といった委託解除後の支援に至るまで検討すべきことを提示します。「問題ない」と考えられる場合でも、各段階でどのような留意点があり、どのような支援が求められるのかを立ち止まり考えることで、養育者と子ども、そして支援者が協働関係を築くために話し合うべき事項を提示します。

3）チームになるためにお互いの検討すべきことを知る：

手引きは、「チーム養育」を実現するための土台作りと、相互の役割理解を重要視しています。特に、以下の3つの機能が有機的に結びつくための準備に焦点を当てています。

・児童相談所:交流やマッチング、委託(措置)の決定、全体調整、子どもや養育者への支援を担う機能。

・支援機関(里親支援センター・フォスタリング機関):児童相談所の委託を受けての交流やマッチング、委託決定後の養育者への専門的な助言や子どもへの直接支援等、日常的な伴走支援を行う機能。

・養育者(里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設):子どもの生活を支える養育実践を担う機能。

手引きでは、それぞれのタイミング(委託前、委託中、委託解除時等)で、これらの機関や養育者が「何を考え、何を準備し、何を行うべきか」がポイントを絞って示されています。記載順序は、児童相談所 → 支援機関(里親支援センター・フォスタリング機関) → 養育者(里親 → ファミリーホーム → 地域小規模児童養護施設)の順で構成されています。この手引きを効果的に活用するためには、委託(措置)等をめぐるご自身の立場の項目だけでなく、関わるお互いの立場の項目についても読み進めることが重要です。これにより、相手の準備状況や検討事項を理解することができ、より実効性の高い「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」を築くための共通言語となります。

1-3. 養育不調の定義

手引きにおける**養育不調とは、「子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題により、養育者が子どもへの対応に困難を感じる状況」**を指します。養育不調は、それ自体が委託（措置）解除を意味するものではなく、再アセスメントを通じて新たな支援を検討し、養育環境の改善を図るべきタイミングを示す概念として位置づけます。

この定義には、以下の 5 つの観点が反映されています。

1）委託（措置）解除との切り分け

養育不調は、あくまで「養育がうまくいっていない状況」を指し、最終的な委託（措置）解除とは切り離して考えます。養育不調は結果ではなく、取り組み、改善を図るためのタイミングであることを共通意識としていくことが求められます。

2）再アセスメントが必要であることのサイン

養育不調は、支援のニーズが高まっているサインであり、子どもと養育者の状況を再アセスメントし、新たな支援を導入する重要な時期として捉えます。

3）里親養育に限定しない概念

養育不調という概念は、先行研究では里親養育に多く用いられてきましたが、手引きでは、施設養護を含む社会的養護全般に適用可能な概念として捉え、全ての子どもに最善の利益をもたらすための視点を提供します。

4）養育者の事情も包含した概念

養育者の家庭や個人的な事情も養育不調に含めます。引っ越し、病気、離婚等、養育者のやむを得ない事情による養育の困難も、子どもの養育環境に影響を与えるためです。これらの事情を委託（措置）前に確認しておくことで未然に防げる養育不調もあります。また、こうした事情による委託（措置）解除は、子どもの意思が反映されにくい状況を生み出します。そのため、再アセスメントを丁寧に行い子どもにとって最適な支援を検討し、養育環境の安定を図ることが求められます。

5）養育不調はチームで取り組むべき課題

「養育不調」という言葉が、養育者個人の責任を問うようなニュアンスで捉えられがちですが、そうした認識は**適切ではありません。**社会的養護における養育は、養育者、児童相談所、支援機関等複数の関係者が関わる「チーム養育」の中で検討され営まれるものであり、その困難もまたチーム全体で共有し、解決すべき課題として捉えます。養育者だけに責任を押し付けるような概念にならないよう、手引きではこの点を明確にしています。

手引きは、これらの視点から養育不調を検討し、予防の段階から介入しなければならないポイントを捉え、養育不調の状況を言葉にして共有し、対応を検討することに活用できると考えられます。養育不調は誰にでも起こりうる事象であるという認識のもと、全ての子どもが安心して育つことのできる家庭養護の実現を目指します。

2.養育不調による委託（措置）解除事例のプロセス

インタビュー調査で得られた養育不調によって委託（措置）解除となった事例がどのような過程を辿ったのか、児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設それぞれの視点から図式化しました。プロセス図は調査で得られた事例を基に作成しており、このプロセスに当てはまらない事例もあると考えられます。しかし、調査から導き出された予防とケアのポイントは、どの事例にも当てはまる重要な点であり、検討する必要があります。

プロセス図は、共通の時間軸【委託（措置）前→委託（措置）当初→委託（措置）中→委託（措置）解除時】の中でどの段階でどのような状況だったのか、それぞれの視点から示しています。明らかとなったプロセスの中で、予防とケアのポイントと考えられる箇所について赤丸の数字で示しています。予防とケアのポイントは手引きと対応しており、プロセス図から手引きへ、手引きからプロセス図へと、双方向に参照することができます。

次ページより、上のページにプロセス図、下のページの左側に予防とケアのポイントの説明と手引き内での対応ページ、右側にプロセスの解説を示しています。見開きでご参照ください。

2-1．児童相談所への調査から得られた養育不調による措置解除のプロセス図

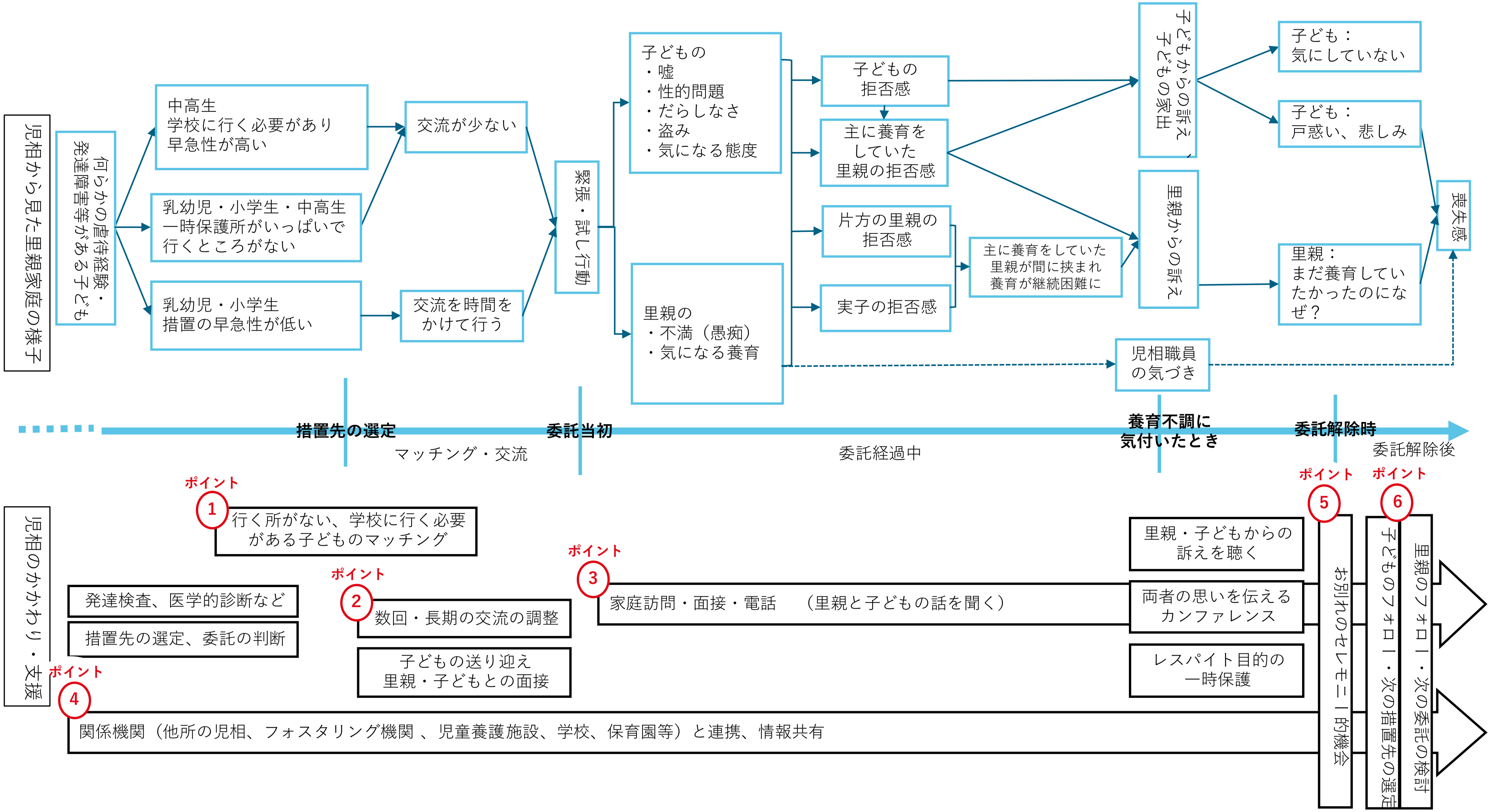

【予防とケアのポイントと手引き内での対応箇所】	【プロセス図の解説】
ポイント1：児童相談所が気を付けたいリスクの高いマッチングを避け、措置の複数の選択肢の中、子どもの最善の利益を考え選ぶことができているか（P23）。 **ポイント2**：交流の時に何を重視するべきかについて（P33）、子どものアセスメントから養育者にかかわりのポイントを伝え、交流を振り返り養育者候補からの相談を受けられる関係を築けるか（P41）。 **ポイント3**：児童相談所に求められる委託中の支援はできているか（P41、P48、P57）。 **ポイント4**：関係機関（他所の児童相談所、フォスタリング機関、施設、学校、保育園等）と連携、情報共有はできているか（P48、P57、P90）。 **ポイント5**：措置解除になるときに大切なのは何か。措置解除になるときに求められる対応をすることができているか（P77）。 **ポイント6**：子ども、里親等養育者への振り返りのフォローをできているか。次の委託（措置）先への手続きを検討できているか（P83、P90）。	児童相談所から見た里親家庭が措置解除に至るプロセスです。調査では、全ての家庭が「何らかの虐待経験・発達障害等がある子ども」を委託されていました。委託のマッチング時においては、「一時保護所がいっぱい」、もしくは「学校に行く必要があり」、措置の「緊急性が高い」場合と「緊急性が低い」場合の二つに分かれました。次に交流については、「交流に時間をかけて」慎重に交流した場合と1、2回の面会交流等「交流が少ない」場合があります。このことからは、交流の頻度や期間というよりは、交流の時にどのようなことを重視するべきかが重要なように思われました。 委託が開始されると、「嘘」や「性的問題」「だらしなさ」「盗み」「気になる態度」等の子どもの表出が徐々に見られるようになります。それに伴い、里親の「不満」がきかれたり、もしくは児童相談所から見て、里親が少し「気になる養育」と思われるかかわりが見られたりするようになります。この時期は、「家庭訪問」や「電話」等で里親や子どもの話を寄り添って聴いたり、関係機関との連携が必要になったりします。 しかし、なかなかそれが機能しない場合、子ども、もしくは主に養育していた里親からの「拒否感」が出てしまいます。あるいは、里親家庭の実子や、片方の里親からの「拒否感」が出ることによって、「主に養育している里親が間に挟まれ養育が継続困難」になってしまいます。そうなると「子どもからの訴え」「子どもの家出」「里親からの訴え」等が出され、そこで初めて、児童相談所職員が気付く場合があります。そのときになって、児童相談所も「里親・子どもからの訴えを聴く」「両者の思いを伝えるカンファレンス」「一時保護目的のレスパイト」等を行いますが、すでに時が遅く、そのまま措置解除となるという帰結を辿ります。 ただし、措置解除となるとしても、子どもの戸惑いや悲しみ、また里親のなぜ措置解除になってしまったのか、という両者の喪失感を受け止め、セレモニー的機会を設けたり、里親家庭での生活の振り返りをしたりする等、子どもと里親のフォローを行うことが重要になります。

2-2. フォスタリング機関への調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図

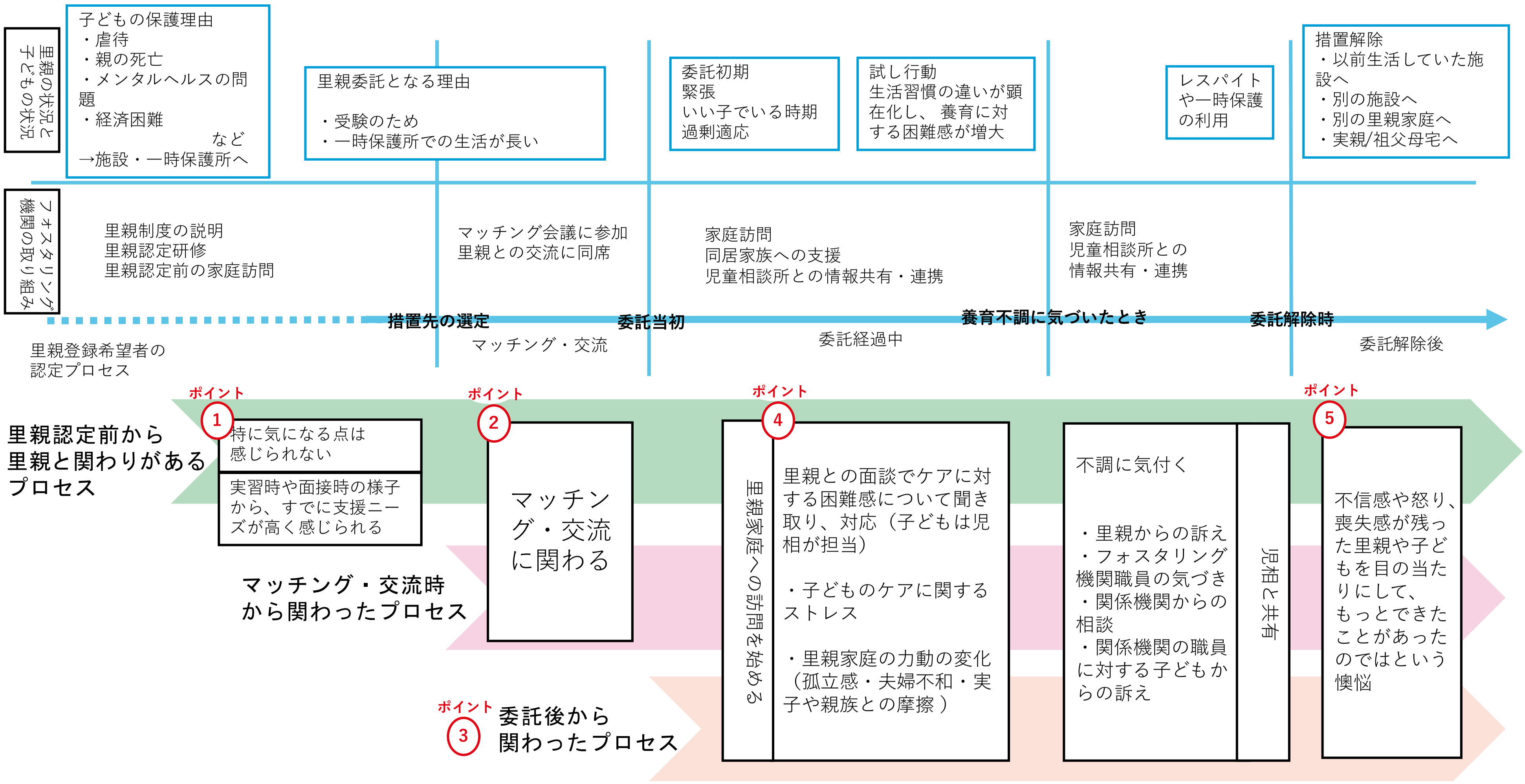

【予防とケアのポイントと手引き内での対応箇所】	【プロセス図の解説】
ポイント1：里親・ファミリーホーム家庭全体を視野に入れたアセスメントができているか（P25）。 **ポイント2**：交流時に、委託される子どもと里親家庭双方の様子を十分に把握できているか（P35、P42）。 **ポイント3**：委託後の支援体制や役割分担を、事前に具体的に検討できているか（P42、P50、P59）。 **ポイント4**：里親・同居家族・委託された子どもそれぞれの状況と支援ニーズを丁寧に整理できているか（P50、P59、P69、P78）。 **ポイント5**：里親・ファミリーホームの養育者の気持ちに寄り添い、受け止められているか（P84、P91）。	里親は、里親制度の説明や里親認定研修、認定前の家庭訪問等を経て認定されます。この段階から、実習時や面接時の様子を通して、すでに支援ニーズが高いと感じられる場合もあれば、特に気になる点が見られない場合もあります。フォスタリング機関は、里親認定前から関わる場合、マッチング・交流時から関わる場合、委託後から関わる場合等、事例によって関与の開始時期が異なりながら、里親の状況を把握していきます。一方、子どもは、虐待や親の死亡、保護者のメンタルヘルスの問題、経済的困難等を背景として保護され、施設や一時保護所での生活を経て里親等委託に至ります。里親等委託となる理由には、一時保護所での生活が長期化していることや、受験等の事情から、早期に安定した生活環境が求められること等があります。 マッチング・交流の段階では、里親との交流が設定されますが、フォスタリング機関が関わる場合と関わらない場合があります。この段階において、十分なアセスメントが行われないまま里親等への委託が決定されることがあります。 委託開始直後は、子どもにとっても里親にとっても負担が大きい時期です。環境の変化により、子どもが不安定になり、夜泣きや情緒の揺れ、登園・登校のしぶり等が見られることがあります。また、「いい子でいようとする」といった過剰適応の状態が生じることもあり、この時期は大きな問題が表面化しにくく、周囲からは順調に見える場合もあります。その後、子どもの試し行動が現われたり、生活習慣や価値観の違いが明らかになったりする中で、里親の養育に対する困難感が次第に増大していきます。里親側には、子どものケアに関するストレスに加え、家庭内の関係性の変化や孤立感、夫婦関係や実子・親族との摩擦等が生じることもあります。こうした状況の中で、里親からの訴え、フォスタリング機関職員の気づき、学校等関係機関からの相談、あるいは子ども自身からの訴えをきっかけとして、養育不調への気づきが生じます。フォスタリング機関は、これらの情報を児童相談所と共有し、状況の整理を行います。 養育不調に気づいた後は、里親家庭への訪問やレスパイトや一時保護の利用を検討しながら、養育の継続が可能かどうかを見極めます。それでも改善が難しい場合には、措置解除を含めた検討が行われ、以前生活していた施設や別の施設、別の里親家庭、実親や祖父母宅等が措置先として選定されます。措置解除後には、里親や子どもに不信感や怒り、喪失感が残ることも多く、支援者側にも「もっとできたことがあったのではないか」という葛藤が生じます。

2-3．里親への調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図

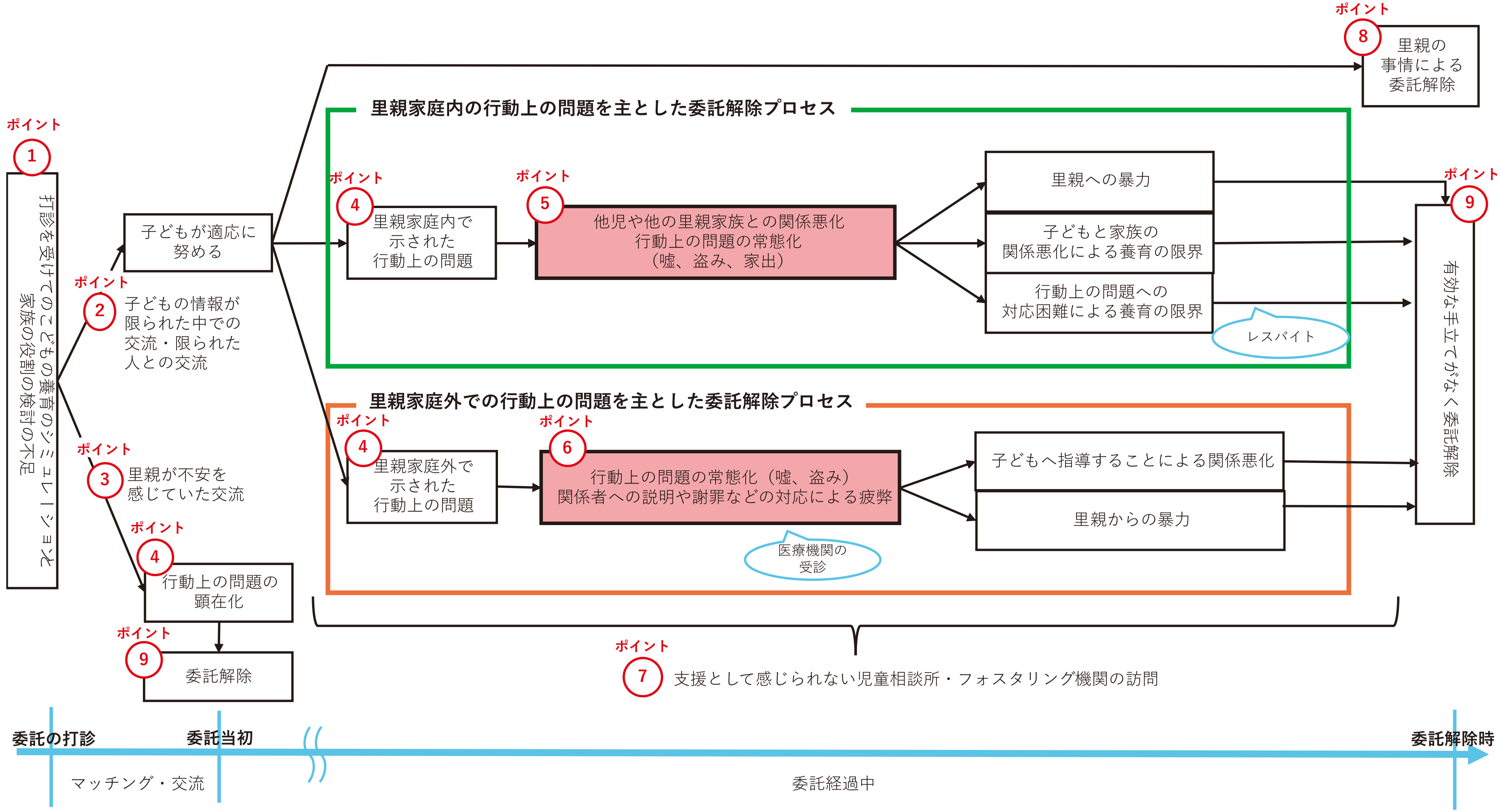

【予防とケアのポイントと手引き内での対応箇所】	【プロセス図の解説】
ポイント1：打診にあたり、子どもの養育のシミュレーションと家族の役割を検討しているか（P27、P37）。 **ポイント2**：委託を打診された子どもの必要な情報を確認し、家族全員との交流が行えているか（P37、P43）。 **ポイント3**：委託を断ることができないと思っていないか。不安な点を確認し委託を受けているか（P37、P43）。 **ポイント4**：チーム養育の体制を築き、委託後に予測される行動上の問題に対応することができるか（P51、P61）。 **ポイント5**：チーム養育の体制の中で迅速に対応を検討できるか。また、支援者による家族への介入を受け入れられるか（P70）。 **ポイント6**：支援機関の具体的役割についてチームで協議し、子どもに働きかけることができるか（P70）。 **ポイント7**：支援と感じられる支援者を見つけ、関わることができるか（P43、P51、P62、P70、P79）。 **ポイント8**：やむを得ない委託解除に際して、子どもへのショックを和らげられるためのケアをすることができるか（P79）。 **ポイント9**：子どもへの説明を行うための協議を児童相談所や支援機関とできるか。子どもへのショックを和らげられるためのケアをすることができるか（P79）。	児童相談所から委託の打診があった際、「打診を受けた際の子どもの養育のシミュレーションと家族の役割の検討の不足」があるままだと、委託当初に子どもがいわゆる「試し行動」を示した際に、里親家庭は戸惑い、対応の難しさを感じやすくなります。 また、委託前の交流期間中はお互い緊張している中で、「子どもは適応に努める」こととなるため本来の姿が見えにくい時期です。その交流が「子どもの情報も限られた中での交流・限られた人との交流」であると、里親が子どもの背景情報を十分に把握できず、家族全員との交流を経ないまま委託が進んでしまうことになります。 これらのことは、委託後の子どもの行動上の問題に対する里親家族の混乱や関係悪化を引き起こしやすくなる背景となります。今回の調査では里親登録を一人で行っている里母等が夫やその他の家族に頼りにくい状況にある場合、これらにより養育不調の改善が困難になっている傾向が認められました。 委託された子どもが適応に努めて委託が開始された後、里親家庭内で「行動上の問題（嘘、盗み、家出）」が示されるようになると、他の子どもやその他の里親家族との関係悪化が認められるようになります。こうした行動上の問題は、深刻化すると「里親への暴力」へと発展し、「子どもと家族の関係悪化による養育の限界」や「行動上の問題への対応困難による養育の限界」を迎えることで、最終的に「有効な手立てがなく委託解除」に至ります。 また、家庭外での「行動上の問題の常態化（嘘、盗み）」が認められる場合、里親は「関係者への説明や謝罪等の対応による疲弊」を感じることとなります。更に「子どもへ指導することによる関係悪化」や、改善しない子どもの行動上の問題に対して「里親からの暴力」が認められる事態が生じることがあり、これらにより、「有効な手立てがなく委託解除」に至ります。 このような状況下で、児童相談所やフォスタリング機関は里親家庭を支援していたとしても、そのかかわりを里親は「支援として感じられない児童相談所・フォスタリング機関の訪問」と捉えており、結果として支援者に相談して養育不調を改善させることができない状況に陥っています。

2-4. ファミリーホームへの調査から得られた養育不調による委託解除のプロセス図

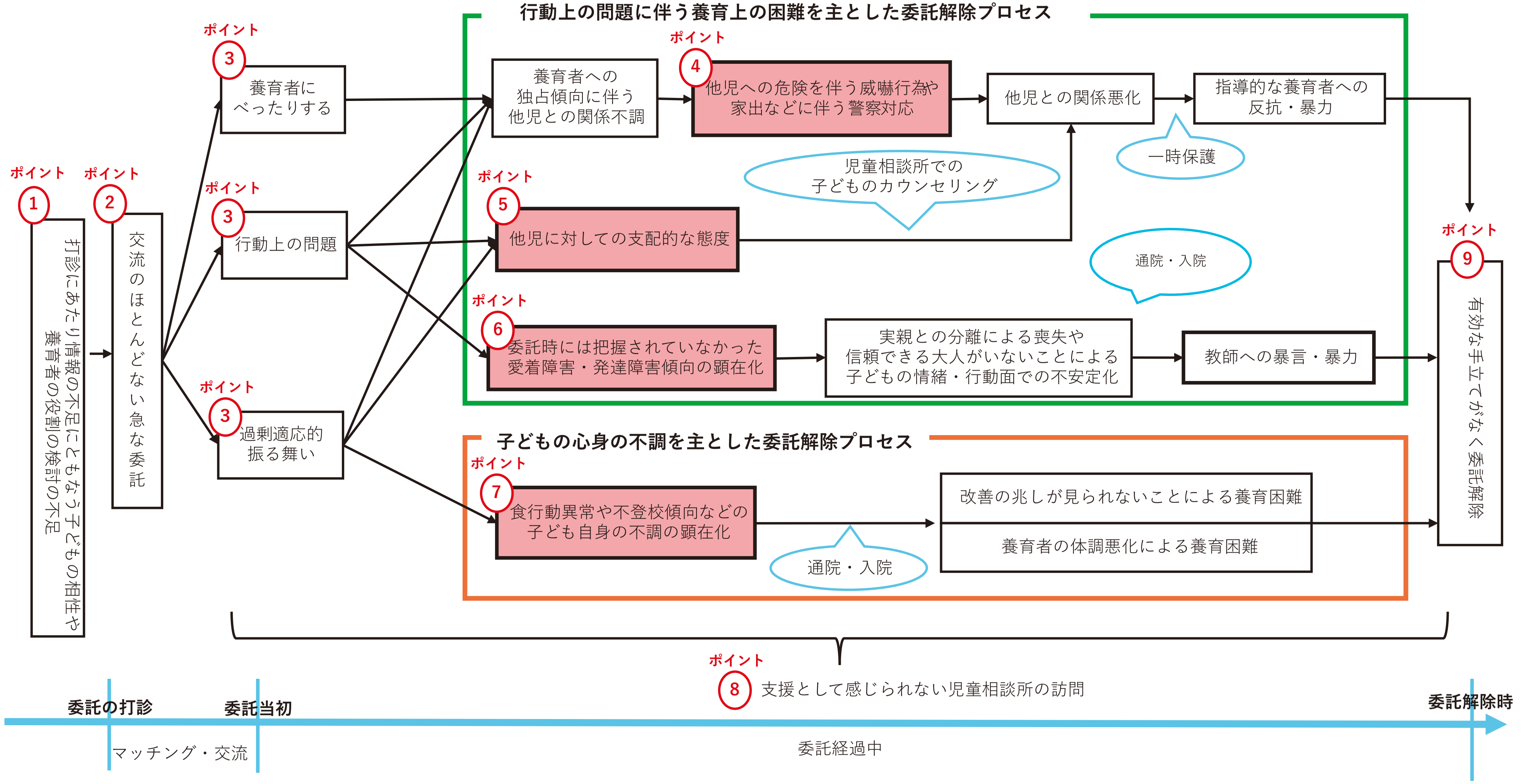

【予防とケアのポイントと手引き内での対応箇所】

ポイント1：必要な情報を児童相談所に問い合わせ、ファミリーホーム内で養育上の役割を決めシミュレーションができるか(P29、P38、P44)。
ポイント2：養育者全員、ファミリーホームにすでに委託されている子ども達も含め、交流を行えるか。委託当初の課題等を整理し、児童相談所や支援機関と検討できるか(P38、P44)。
ポイント3：チーム養育体制を形成し、子どもの理解や新たな支援について検討していけるか（P53、P63）。
ポイント4：自傷他害の可能性があり、警察対応が必要である際の対応を迅速に行うことができるか。その後の対応をチーム養育体制の中で検討していけるか(P72)。
ポイント5：他児との関係を調整するために何が必要かをチーム養育の中で共有し検討できるか(P72)。
ポイント6：委託前に把握されていなかった愛着障害や発達障害など等の傾向、委託後の行動上の問題について、チーム養育体制の中で共有し対応を検討できるか(P72)。
ポイント7：子どもの心身の不調に対して、専門的な支援や日々のかかわりをどのようにしていくかチーム養育体制の中で検討しているか(P72)。
ポイント8：里親支援センター他、子どもに必要な支援者を探すことができるか(P53、P72、P80)。
ポイント9：子どもへの説明を行うための協議を児童相談所や支援機関とできるか。子どもへのショックを和らげられるためのケアをすることができるか（P80）。

【プロセス図の解説】

ファミリーホームでは、「打診にあたり情報の不足」にともなう子どもとの相性や養育者の役割に関する検討の不足や「交流のほとんどない急な委託」により、既にファミリーホームで暮らしている子ども達との関係を含めた検討が不十分なまま委託が進むことがあります。これを背景に、調査では主に2つの委託解除プロセスが認められました。

まず、「行動上の問題に伴う養育上の困難を主とした委託解除プロセス」です。子どもは委託当初、「養育者にべったりする」様子が見られ、これが「養育者への独占傾向に伴う他児との関係不調」となり、「他児への危険を伴う威嚇行為や家出等に伴う警察対応」へと発展します。その後一時保護等となっても「指導的な養育者への反抗・暴力」が認められ、最終的に「有効な手立てがなく委託解除」となります。「行動上の問題」から、前述の「養育者への独占傾向に伴う他児との関係不調」や「他児に対しての支配的な態度」を経て委託解除に至ります。その他、「委託時には把握されていなかった愛着障害・発達障害傾向の顕在化」や、「実親との分離による喪失や信頼できる大人がいないことによる子どもの情緒・行動面での不安定化」が重なり、「教師への暴言・暴力」を経て「有効な手立てがなく委託解除」に至ることも認められました。また、「過剰適応的振る舞い」が認められる場合も、「他児に対しての支配的な態度」や「他児との関係悪化」が生じ、その後「指導的な養育者への反抗・暴力」を経て「有効な手立てがなく委託解除」に至っています。

次に、「子ども自身の不調を主とした委託解除プロセス」です。委託当初に子どもは「過剰適応的な振る舞いふるまい」示しますが、後に「食行動異常や不登校傾向など等の子ども自身の不調の顕在化」が認められ、「改善の兆しが認められないことによる養育困難」や「養育者の体調悪化による養育困難」で「有効な手立てがなく委託解除」となることが認められました。

児童相談所に相談し、児童相談所が訪問をしていることがありますが、ファミリーホームの養育者は、「支援として感じられない児童相談所の訪問」ととらえており、結果として、相談しても養育不調を改善させることができない状況にあります。

2-5. 地域小規模児童養護施設への調査から得られた養育不調による措置解除のプロセス図

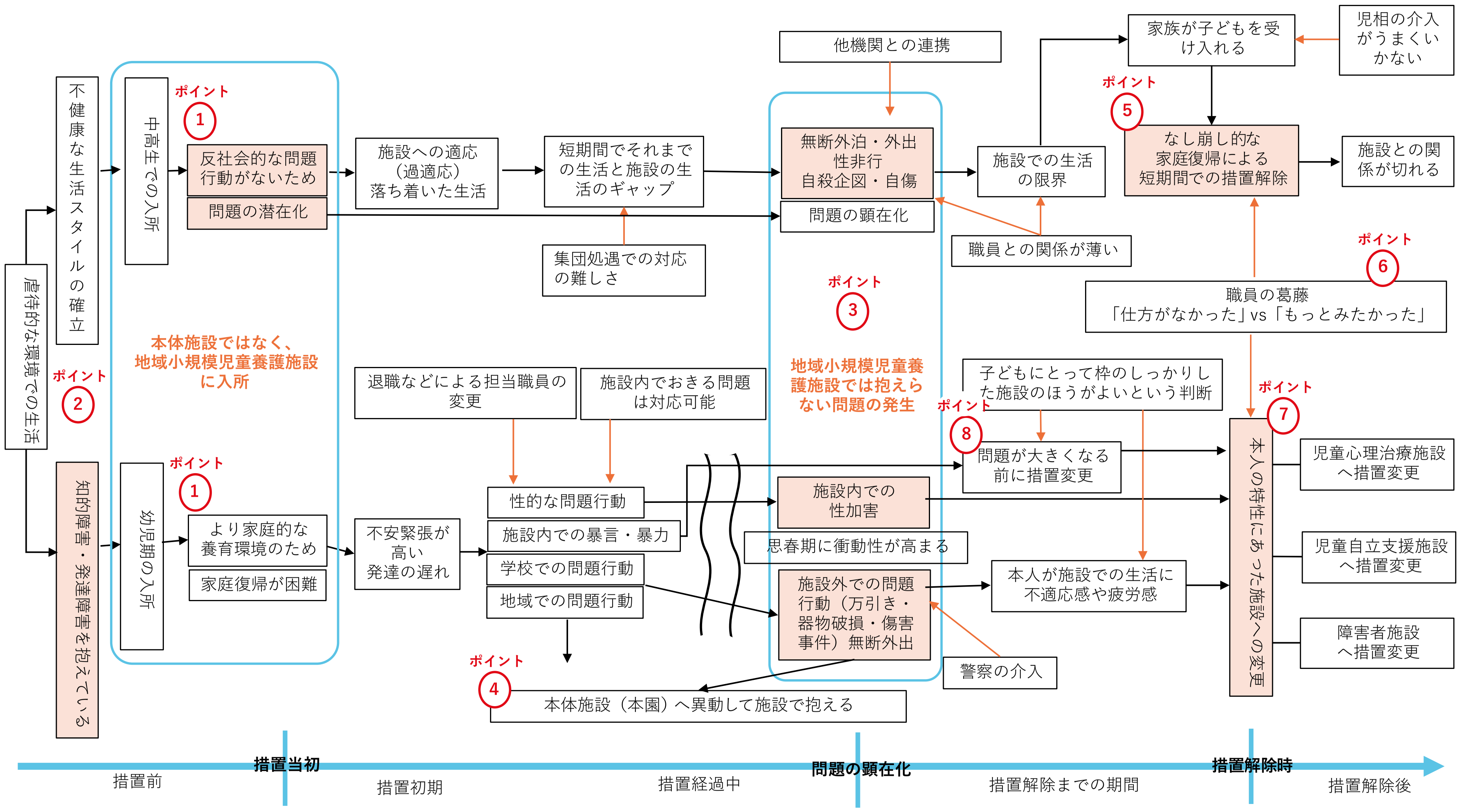

【予防とケアのポイントと手引き内での対応箇所】	【プロセス図の解説】
ポイント1：地域小規模児童養護施設への入所理由を把握しているか(P30)。 **ポイント2**：入所前の子どもの生活の様子について丁寧にアセスメントできているか(P39)。 **ポイント3**：地域小規模児童養護施設で抱えられないトラブルにどう対応するか(P74)。 **ポイント4**：施設内で子どもの生活環境を変更することでトラブルに対応できるか(P75)。 **ポイント5**：なし崩し的に家庭復帰し措置解除に至る経過にどう対応するか(P74)。 **ポイント6**：職員の抱える葛藤（「もっと施設で見たかった」vs「仕方がなかった」）を理解しているか(P81)。 **ポイント7**：子どもの特性にあった養育環境をもつ施設への措置変更になっているか(P81、P88)。 **ポイント8**：トラブルが大きくなる前に、子どもの特性にあった施設への措置変更は可能か(P81)。	地域小規模児童養護施設での養育不調による措置解除や措置変更のプロセス図は２つのパターンに分かれました。 パターン①（上のプロセス）は、中高生で入所し、1～2 年という短期間で措置解除に至る事例です。このパターンの子どもは入所前に自分なりの生活スタイルが確立しており、施設での生活とのギャップが大きくなっていくことが不調の大きな要因となります。また、入所前には反社会的な行動が見られず落ち着いた雰囲気のため、地域小規模児童養護施設への入所となり、入所当初は施設の生活に過剰適応します。しかし、措置前から抱えていた心理的症状等が顕在化し、無断外泊等、地域小規模児童養護施設という小さな集団では抱えきれないトラブルに発展します。子どもが施設での生活に限界を感じて無断で帰宅してしまい、その状況を実親が受け入れることで、「なし崩し的に家庭復帰」がなされ、措置解除に至ってしまいます。 パターン②（下のプロセス）は、就学前の幼児期に入所し、思春期以降に行動が激化してしまい、他の児童福祉施設に措置変更になる事例です。このパターンの子どもは知的障害や発達障害を抱えていることが多く、入所当時から不安緊張が高く、その後もさまざまなトラブルが発生しますが、地域小規模児童養護施設という小集団のなかでうまく対応されます。しかし、思春期を迎えて衝動性が高まり、暴力行動が激化したり、性加害を起こしたりすることで、児童養護施設という枠では抱えきれなくなり、児童自立支援施設や児童心理治療施設等へ措置変更となっていきます。このパターンの子どもは、地域小規模児童養護施設で対応できなくなったときに、同じ施設内の本体施設に子どもが移動して生活環境が変わることで落ち着くこともあります。また、低年齢のときに障害児施設に措置変更することで大きなトラブルに発展することを未然に予防することもあります。

3. 委託（措置）前に求められる対応

委託（措置）の前には、「アセスメント」「マッチング・交流」「委託（措置）開始前の養育者と子どもへの対応」の3つの段階があります。手引きでは、それぞれの段階は養育不調の予防の要であると考えます。各段階において、養育者および支援者がチームとして意識すべき目標がなにか、その目標を達成するために意識すべきポイントを養育者と支援者別に示します。

3-1．アセスメント

3-1-1．総論

社会的養護は、保護した子どもに安定的な養育環境を提供することが大切です。そのために、子どもにどのような特徴・背景があるのか、また、子どもの育ちの基盤となるアタッチメント、パーマネンシー、子どもの権利が保障されているかについて、アセスメントを忘れてはいけません。これに加え、養育者側のアセスメントも適切に行う必要があります。子どものアセスメントを受けて、養育者側がその子どものニーズを満たすことができる状況なのかという検討に最善を尽くすことで、養育不調の予防の一助となります。これは従来の、支援者による養育者のアセスメントに加えて、養育者自身も自分自身や、取り巻く環境を見定めることも含まれています。児童相談所から子どもの委託（措置）の打診があった際に、一緒に生活する人の中に抵抗がある人がいないか等、改めて委託（措置）を受けて安定的な養育環境を提供することができるのかを自己評価する視点を持つ必要があります。確認できない要素がある場合は、それについて養育者側で話し合うことも、委託（措置）を引き受ける準備となります。

アセスメントでの目標

・子どものニーズ、養育者側の養育への理解度を把握し、委託（措置）後の安定的な養育の可能性を推し量ること。

・現状では安定的な養育が難しいと考えられる場合は、それが可能と判断できるまで委託（措置）先の受け入れ態勢を整えること。

3-1-2. 児童相談所がアセスメントにおいて気を付けること

認定時のアセスメントにおける面接

認定時の里親や実子のアセスメントにおける面接については、「アセスメントにおけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント」（P25）に記載されています。そちらを併せてお読みください。フォスタリング機関、里親支援センターと連携・協働し、多角的重層的な視点からのアセスメントが有効です。

継続したアセスメント（P12 図内 ポイント1）

今回の調査で明確になったことの一つに、養育不調を防ぐためには、アセスメントが「要」である、ということがあります。子どもや里親家庭の状況や気持ち、そしてファミリーホームにおける子ども同士の関係性や集団の状況は、時間経過と共に変化していきます。 そのため、 委託前の時期だけではなく、委託中も常に耳を傾け、刻々と変化していく子どもと里親家庭、ファミリーホームの状況を継続して再アセスメントし続ける必要があります。

子どもを措置する児童福祉司と里親担当の児童福祉司の共通認識（P12 図内 ポイント1）

里親家庭だけでなく、子どものアセスメントも十二分に行う必要があります。

しかし、そもそも、子どもを措置する児童福祉司と里親担当の児童福祉司では、里親家庭への委託にあたり、重視する点がずれている場合があります。里親担当児童福祉司が、十分にアセスメントが必要だと考える内容について、子どもを措置する児童福祉司がアセスメントできていない場合、結果として養育不調につながることもあります。

もし、まだアセスメントについて話し合えていないようであれば、それぞれのアセスメントの内容について話し合う機会を設定します。子どもを措置する児童福祉司と里親担当の児童福祉司の間で、アセスメントに関する共通認識を構築するのはとても大切なことです。

里親家庭の希望の尊重

里親家庭に、子どもについての希望を聴き取ることもアセスメントの一環ですが、里親家庭は、自分の家庭の状況と照らし合わせて、どのような子どもが良いかを希望していることがあります。そのため、里親家庭の希望も十分考慮に入れた上で、児童相談所が里親家庭をアセスメントした結果、児童相談所としてはどのように考えているのかを里親家庭に伝え、里親家庭の希望とすり合わせていく必要があります。

里親家庭の希望とは合わない子どもを委託する場合には、里親家庭が事前に全く想像もしていなかったような委託となることがないように注意する必要があります。そのために、里親家庭とも事前に十分話し合いをもったり、追加で研修や受け入れに向けた準備等を行ったりする中で、どのような委

託がありうるのか、委託されたときに何が起こりうるのかを事前にイメージできるようにしておく必要があります。

ファミリーホームにおいては、すでに委託されている子どもとの関係性も重要になります。すでに委託されている子ども、これから委託する予定の子どもそれぞれの年齢、性別、特性等をよく考慮する必要があります。

同居の実子や里父、別居の実子

今回の調査では、里親家庭の実子や里父と委託されている子どもの関係性の悪化により、里母に多大な負担がかかったために、措置解除となった事例もありました。そのことからも、同居の家族のアセスメントや理解が必要であることが裏付けられました。

更に、成人した実子と子どもとの関係、もしくは実子の里親養育に関する認識不足が不調による措置解除の要因となった事例もありました。事例の中には、実子が同居していた場合と、別居していた場合がありました。同居の実子については、児童相談所としても、従来から、ある程度配慮していたかもしれません。しかし、別居している実子に対しては、了解の有無について、ごく簡単に意思確認をしている程度にとどまっているのが現状です。成人していたとしても、実子にも社会的養護を受ける子どもについて、自分の親が里親になることについて理解を得ることが望ましいと思います。

3-1-3. アセスメントにおけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント

認定時のアセスメントにおける面接（P14 図内 ポイント1）

委託前に求められる対応として、認定時のアセスメントが挙げられます。認定時のアセスメントでは、里親登録希望者自身の生活歴や性格、価値観、子どもの代替ケアに関する理解、子どものケアに対する姿勢といった点を確認する段階であると言えます。そして、この時点で「里親になって子どもを委託する場合の支援ニーズ」を検討していく過程でもあります。里親登録希望者のことを知り、理解を深めていく機会は幾度かあります。フォスタリング機関や里親支援センターの事務所での面接であったり、研修等のグループの一人として、また、家庭訪問調査であったりします。場面や状況が変わると、その人の異なった一面に出会うこともあるので、一面的なとらえ方にならないよう、様々な場面でアセスメントをしていくことが重要です。

今回調査した事例の中には、委託後に実子と委託児の関係性が悪化し、里親が板挟みになることで、結果として委託が解除される事例がありました。この関係性の悪化には、実子が未成年で同居している場合もあれば、成人して実家を離れている場合もあり、いずれも委託児との関係が悪化し、最終的に委託を中断するに至った事例でした。

このことから、認定時のアセスメントの際には複数回の家庭訪問を行い、里親登録希望者の家族全員に対して面接を行うことが求められます。たとえ幼い子どもであっても、子どもの年齢や発達状況に応じた質問を考え、気持ちや考えを表現してもらうことが必要です。また、面接については、実子や他の同居者の面接も個別に設定すること、そして、夫婦で里親登録を希望している事例では、それぞれ個別に面接の機会を設けることも重要です。

多くの場合、登録希望者が申請前に実子や同居者と話し合う機会を設けていますが、子どもや同居している成人は里親委託について「なんとなく理解している」という段階にとどまっていることが多く、実際に委託後に生じ得る状況を知るにつれ、子どもの言動等に対する疑問や懸念が表面化してくると考えられます。特に実子については、同居していない場合（成人して家を出ている等）であっても、支援機関等が面接を行うことで理解を求めることが重要です。

アセスメントにおいては、例えば 次のようなことが求められます。

- その家庭が子どもの発達状況についてどの程度理解しているか
- 子どもの考えや気持ちに対する敏感さ
- 子どもの声を傾聴する姿勢

また、自分の家に他の子どもを迎え入れることについて、実子や同居者、登録希望者自身が考えをめぐらす時間が必要な場合には、里親登録の申請時期の延期を検討することも必要です。

里親家族の理解

次に、里親登録希望者の家族に対する研修の必要性が挙げられます。家庭という私的領域で公的なケアを行うことになる里親委託ですが、子どものケアに関しては、里親として登録を希望する者には研修受講が義務付けられている一方、その家族成員には義務付けられていません。しかし、今回の調査では、登録した本人以外の成員が委託児のケアに関心を示さず、結果として里親がバーンアウトに至る事例も確認されました。

こうした状況を踏まえると、同居、別居に関わらず、登録希望者以外の家族にも、委託される子どもをケアする目的をきちんと理解してもらう必要があります。例えば、里親家庭・養子縁組家庭となるにあたっての心構え、新たに受け入れる子どもが家庭に与える可能性のある影響、そして家族成員としてどのような役割が求められるのかといった点について理解してもらうことが求められます。また、研修を受講した際には、参加した際の様子も、認定時のアセスメントの一環として位置付けていくことが重要です。

3-1-4. 里親家庭全員の合意と役割分担の確認について

里親委託に関する家族の合意の確認（P16 図内 ポイント1）

里親家庭には、夫婦で登録する場合、夫婦の一方が登録する場合、また単身で登録する場合等、様々な形態があります。実子がいる家庭もあれば、いない家庭、そして既に他の子どもを委託され養育している家庭もあります。

新たに子どもを迎え入れるにあたっては、家族全員がそのことを理解し、受け入れているかを確認することが大切です。特に、配偶者・実子・既に委託されている子ども等、それぞれの立場で感じ方が異なることを前提に、丁寧に話し合うことが求められます。

既に委託されている子どもがいる場合、その子どもにとって「新しい子どもが来る」という出来事は、家族の中での自分の位置づけや関係性への不安を引き起こすことがあります。年齢や発達段階に応じて、分かりやすい言葉で説明し、可能な限り意見を聴くことで「あなたの意見を大事にしている」「一緒に考えていきたい」という姿勢を示すこととなり、子どもの安心につながります。

また、家族の中で誰か一人でも新たな委託に迷いや抵抗を感じている場合には、なぜそのように感じるのかを率直に話し合い、理解を深める時間を持つことが必要です。十分な合意が得られないまま委託を進めると、養育中に意見の対立や孤立感が生じ、結果的に養育不調のリスクが高まることがあります。委託を焦らず、家庭の準備が整うまで話し合いを重ねることのプロセスこそが、家族全員が「受け入れる力」を育てる大切なステップとなります。

希望する子どもの年齢・性別と家庭内での役割分担（P16 図内 ポイント1）

委託を希望する子どもの年齢や性別をふまえて、里親と養育にかかわる家族で話し合い、生活の中でどのようにかかわるかを具体的にイメージしておくことが必要です。例えば、食事、着替え、お風呂、起床、就寝のケアについては子どもの発達段階によって声掛けやサポートの仕方は異なります。年齢に応じ、以下のものを考えてイメージを持つこともよいと思われます。例えば、

- 就学前の子ども：保育園や幼稚園への送り迎えや身の回りの世話を誰が行うか
- 小学生の子ども：宿題や学校行事のサポートを誰が行うか
- 中高生の子ども：悩みや進路等、話しにくいテーマを誰が聴き手になるか

等といった点を、日常生活のタイムスケジュールの中に落とし込みながら考えます。こうした具体的な生活イメージを持つことで、家族の中での役割が整理され、無理のない協力体制を築くことができます。家庭全体で「どのように支え合っていくか」を共有しておくことが、安定した養育を続けるための基盤になります。

それら発達段階に応じた生活に必要な事柄でも、子どもの状況によっては困難な場合があります。就学前の子どもであれば幼稚園等に行きたがらないこと、小学生であれば宿題をやりたがらないこと、中高生であれば悩みを里親に話してくれない等です。うまくいかないことが継続したときに、家庭内でどのように対応するか、またどの段階で児童相談所やフォスタリング機関へ相談するかを**事前にシミュレーションしておくこと**が大切です。

実子や既に委託されている子どもとの話し合いと意向の確認（P16 図内 ポイント1）

新たに子どもを迎えることは、家庭の生活リズムや人間関係に少なからず変化をもたらします。実子や既に委託されている子どもがいる場合には、新しく迎え入れる子どもとどんなことをして楽しみたいかを話し合うことから始め、①どのような生活の変化があるか、②どのようなことに協力してもらいたいか、③家族の中でどんなルールを作るか等についても話し合い、必要に応じて丁寧に説明し、子ども達の理解と同意を得ることが大切です。子ども達が「自分も家族の一員として迎える準備に参加している」と感じられるようにすることで、家庭内の安心感が高まり、関係性の安定につながります。

3-1-5. 新たな委託に向けたファミリーホーム全体の合意形成と受け入れ体制の確認

委託に関する養育者間の合意（P18 図内 ポイント1）

ファミリーホームには、夫婦で運営する形態の他、家族以外の養育者と協働し、養育補助者を雇用して運営する形もあります。多くの場合、既に複数の子どもが暮らしており、それぞれに異なる養育体制や特徴があります。新たに子どもを迎える際には、ホームに関わる全ての養育者（主たる養育者・養育補助者・家族等）が、その受け入れについて理解し、養育体制を確認しておくことが大切です。養育補助者や実子、既に暮らしている子ども等、立場によって受け止め方が異なるため、事前に役割やかかわり方を共有しておくと安心です。また、既に暮らしている子ども達にとって「新しく子どもが来る」ことは、居場所や関係性への不安が生じることもあります。年齢や発達段階に応じて説明し、気持ちを聴く時間をもつことが、子どもの安心につながります。養育者同士が合意形成を図り、養育体制と子どもの気持ちの両面を整えることが「受け入れる力」を高め、安定した養育の基盤となります。

希望する子どもの年齢・性別とホーム内での役割分担（P18 図内 ポイント1）

ファミリーホームでは既に複数の子どもを養育していることが多く、調査でも里親家庭に比べて行動面や情緒面で専門的な支援を要する子どもを受け入れている傾向が示されています。 新たな委託を受ける際には、既に暮らしている子ども達との調和を意識し、主な養育者や養育補助者等の関係する大人で、子どもの年齢や性別に応じたかかわり方を話し合っておくことが大切です。日常のケア（食事、着替え、入浴、起床、就寝等）は、子どもの発達段階や特性によって方法が異なります。事前に役割を整理し、具体的な生活イメージを共有しておくことで、無理のない協力体制を築くことができます。また、子ども同士のトラブル等、生活の中で行動上の問題が継続して起こることもあります。こうした際は、ファミリーホーム内での対応や、どの段階で児童相談所やフォスタリング機関へ相談するかをシミュレーションしておくことが重要です。どれほど経験豊富な養育者であっても、支援を積極的に活用し、子どもと向き合い続ける姿勢が、養育不調の予防と安定したチーム養育の鍵となります。

委託されている子ども達への確認

新たに子どもを迎えることは、家庭の生活リズムや人間関係に少なからず変化をもたらします。既に委託されている子ども達に、新たに迎え入れる子どもとどんなことをしてみたいかを話し合うことから始め、①どのような生活の変化があるか、②どのようなことに協力してもらいたいか、③どんなルールを作るか等についても話し合い、必要に応じて丁寧に説明し、子ども達の理解と同意を得ることが大切です。子ども達が「自分もファミリーホームの一員として迎える準備に参加している」と感じられるようにすることで、ホーム内の安心感が高まり、子ども達の生活の安定につながります。

3-1-6. 地域小規模児童養護施設の理念の理解と組織のアセスメント

児童養護施設における家庭的養護の推進

2017 年に発表された「新しい社会的養育ビジョン」を契機に、児童養護施設でも家庭的な養育を目指して、地域小規模児童養護施設の設置が増加しています。多くの子どもが生活し、多くの職員が配属され、その施設で中心的な機能を担う本体施設（以下、本体施設とする）と比べると、子どもと職員も少人数で構成され、地域にある一軒家のような建物も多く、外から見える形は一般家庭の養育環境に近づきました。しかし、形だけつくれば、家庭的な養育が提供できるわけではありません。地域小規模児童養護施設の特徴を生かして安定した養育をしていくためには、以下の点に留意する必要があります。

地域小規模児童養護施設の理念を確認する（P20 図内 ポイント1）

まず、施設職員が施設全体の理念や地域小規模児童養護施設の設置の目的を改めて理解する必要があります。何のために本体施設から離れた地域の小さな環境のなかで子育てをするのでしょうか。家庭復帰の可能性が低い子どもがより家庭的な環境を体験するために地域小規模児童養護施設を設置したかもしれません。その反対に、家庭復帰の可能性が高い子どもが実親との交流がしやすくなるように、本体施設よりもアクセスのよい場所に地域小規模児童養護施設を設置する場合もあるでしょう。施設ごとに地域小規模児童養護施設を設置した際の理念や目的があります。あらためて、それらを職員間でしっかりと共有することがチームでの養育の土台になります。

地域小規模児童養護施設における養育の特徴を理解する（P20 図内 ポイント1）

次に、自分たちの地域小規模児童養護施設の長所や短所を含めた特徴を知ることも重要です。今回の調査では、職員や子どもの入れ替えが少ないことで家庭的な雰囲気が醸成され、外出先で本当の親子だと勘違いされたというエピソードや、年末年始になるとその地域小規模児童養護施設で育った人たちがまるで実家に帰省するように集まってくるという話を聴くことができました。このように地域小規模児童養護施設では、家庭的な関係のなかで子どもが成長していく環境をつくることができる長所があります。

その一方で、職員との密な関係が苦しくなってしまい、逃げ場のない地域小規模施設から抜け出すために無断外泊のような行動につながってしまう子どももいます。無断外泊や無断外出が発生した際に、勤務している職員数の多い本体施設では、職員同士がカバーしあって対応できますが、1 人での勤務体制になることがある地域小規模児童養護施設では対応しきれなくなってしまう場合もあります。

　そのため、本体施設には地域小規模児童養護施設をサポートするためのバックアップ職員を準備するなどのシステムを整えておく必要があります。そして、その職員はトラブルが生じたときだけ介入するのではなく、日頃から地域小規模児童養護施設とかかわりをもつことで、地域小規模児童養護施設の風通しがよくなり、本体施設との連携がスムーズになります。

　その他、地域小規模児童養護施設を取り巻く地域の特徴を理解しておくことも重要です。大きな敷地を構える本体施設では気にならなかった子どもの行動も、地域小規模児童養護施設では目立ってしまうこともあります。地域小規模児童養護施設のある地域の環境や雰囲気を理解し、近隣住民とよい関係をつくっておくことも大切です。

　以上のように、子どものアセスメントの前に、地域小規模児童養護施設という組織についてのアセスメントをしっかりしておくことが、子どもとのマッチングを考える上でも大切です。

3-2．マッチング・交流に求められる対応

3-2-1．総論

アセスメントの次に行われるのは子どもと養育者のマッチングと交流です。マッチングは、子どものニーズを最も満たせる委託（措置）先はどこか、児童相談所が検討します。里親とファミリーホームの場合は、可能な限りフォスタリング機関と連携してマッチングを行うことが求められます。一方で、地域小規模児童養護施設の場合は、児童相談所と措置先の児童養護施設職員の協議を重ねた上で決める必要があります。どちらの場合も、適切にアセスメントが行われた上で、子どもの情報と養育者の情報を支援者間で適切に共有すれば、マッチングの適合性を高めることができると考えられます。

交流は、養育者だけでなく、一緒に生活を共にする人（実子、他の委託児童、ファミリーホーム補助者等）全員との交流が求められます。また、子どもと交流してみて、それぞれどう思ったかを養育者側は確認し把握しておく必要があります。それぞれが交流で感じた子どものコミュニケーションや振る舞いの特徴について話し合い、児童相談所やフォスタリング機関に共有し、必要な支援体制を構築する等、支援者と養育者が一丸となって措置後の見通しを立てる必要があります。このように、交流は、子ども・養育者・支援者の三者が初めて一堂に会する場面であり、単なる相性チェック以上に、委託（措置）前から既にチーム養育の体制づくりが始まっているということを意味しています。

地域小規模児童養護施設の場合は、子どものアセスメントについて職員間でしっかりと共有することが大切です。そして、そのアセスメントに基づいて地域小規模児童養護施設への入所が適当かを検討する必要があります。また、想定されるトラブルについても話し合い、子どもを受け入れる体制を整えておくと入所後の支援がスムーズになると考えられます。

マッチング・交流での目標

・子どもと養育環境の適合性を高めるための共通理解を作ること。

・交流を通して委託（措置）後も現状共有をしやすい関係性をチーム内で構築すること。

3-2-2. 児童相談所が気を付けるリスクの高いマッチングと交流の考え方

マッチング・交流のプロセスの中での具体的な留意事項については、「マッチング・交流におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント」（P34）に記載されています。そちらを併せてお読みください。

マッチング・交流においても、フォスタリング機関、里親支援センターとの連携・協働は欠かせません。マッチングに際しては、お互いのアセスメントから、当該のマッチングでは子どもが委託されることで、里親家庭にどのようなことをもたらすのか、子どもにはどのようなことをもたらすのか、先の見通しをたてます。そして交流においては、子どもと里親家庭の両方を支えつつ、見守ります。同居する人がいた場合（実子等）には、交流の場に一緒に参加してもらうことが重要です。里親に成人した別居の実子がいた場合にも、可能であれば、交流に参加してもらうよう促すことで、機会を確保できると有効です。

他に行くところがない…ためのマッチング（P12 図内 ポイント2）

中高生の場合、「できるだけ早く学校に行かせてあげたい」、「進路先の選択や受験を控えている」といった、本人の希望や状況が、交流を急がせることにもなることがわかりました。また、「他に行くところがない」ために、「とにかく何とかこの子どものための住まいと居場所を整えてあげたい」という切羽詰まった思いから委託先を選定していることもありました。

また、ファミリーホームでは、ホームにいる他の子どもの年齢や性別を含め、子ども同士の相性も大切になってきます。ファミリーホームは里親家庭よりも委託経験が豊富にあるために、子ども同士の相性やファミリーホームの現況を考慮されずに委託を進められてしまう場合がありました。

アセスメントやマッチングの重要性が認識されつつも、「とりあえず里親・ファミリーホーム」となってしまうことの危険性は、里親等委託が推進される一方で、養育先の選択肢が限られている現状では常に生じる可能性があると考えていいのかもしれません。当調査における委託解除となった事例では、このような背景がある場合、里親やファミリーホームへの委託において、いずれも早い段階で養育不調が生じ、措置解除となっていました。

「できるだけ早く学校に行かせてあげたい」、「進路の選択や受験を控えている」、「他に行くところがない」、といった理由での里親家庭の選定は、里親家庭に「空き」があれば、「空いているからこの里親家庭でよい」、「この里親家庭でしか委託ができない」という差し迫った事情による委託となり、確実に養育不調のリスクを高めます。里親家庭が「家庭」である以上、病院のように「他の診療科であっても、ベッドが空いていればなんとか入院できる」というように安易に里親家庭を選択することは望ましくないことを意味します。ベッドにではなく、里親家庭という「人やその家族を含めた家庭」に子どもを委託するのですから、アセスメントを基盤にして、当該の子どもに「最も望ましいファミリーホーム、

または里親家庭」を選定し、十分でなければ最大限の支援体制を構築することを忘れてはなりません。

中高生の委託時における交流（P12 図内　ポイント2）

措置解除となった事例に関するインタビュー調査では、半年や7～8か月等、段階を踏んで慎重に交流を重ねていく事例が約半数ほどあった一方で、1～2回の顔合わせ、あるいは外出・外泊を2回程度行うことで、マッチングと交流を終える事例も約半数ほどありました。特にわずかな交流を経て委託となる場合は、今回の調査においては中高生が主でした。（そして、上記でも述べているように、「他に行くところがない」ために委託先が選定され、少ない交流で里親家庭に委託されたのち、いずれも早い段階で養育不調が生じ、措置解除となっています。）

中高生は、里親が日常的に養育に関して手をかけることが少ない（身辺自立している等）ことから、短い交流でも「大丈夫」と思われるのかもしれません。あるいは、子どもが自分の意見を相手に伝えられることも可能であるため、中高生自身の意思表示を受けて、すぐに次の段階（委託）に進むこともあるのかもしれません。

しかしながら、中高生は、乳幼児以上に長い人生を生きてきています。里親家庭で里親との生活を始めるときに、乳幼児以上にお互いの生活習慣の違いやこれまでの生活経験から摩擦が起こりやすい状況にあります。このように考えると、中高生の委託においては、子どもが実際の生活を想定できるような交流や、生活習慣や考え方の違いがあったときに、それを子どもと里親が話し合えるような関係性づくりを行う必要があります。

3-2-3．マッチング・交流におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント

マッチング・交流の段階において留意すべき点として、子どもと養育者が安心できるように一定の時間をかけて慎重に進めることが挙げられます。委託前のマッチングや交流は、子どもの様子や委託候補の里親・ファミリーホームの養育者のかかわり方を確認しながら進められるため、交流期間の長さや交流内容等に個別性があります。子どもと里親家庭等が段階的に関係を築いた事例がある一方、時間的制約から急いで行わざるを得なかった事例も見られました。

マッチング（P14 図内 ポイント 2）

マッチングは、子どもに最も望ましい里親・ファミリーホームを選定するプロセスであり、子どもの健やかな育ちや養育の継続性を左右するため極めて重要です。子どもと、里親・ファミリーホーム双方へのアセスメントを踏まえ、子どもの発達や特性、実家庭の状況、委託期間等、子どものニーズに応じて最も適した里親家庭・ファミリーホームを選定します。

フォスタリング機関や里親支援センターは、子どもの発達状況、特性、健康状態、保護者との関係性、社会的養護下にいた期間や養育環境の変遷、委託予定期間（長期か短期か）等、これまで以上に、子どもに関する十分な情報を児童相談所の担当者から得ることが求められます。しかし、現状では、これらの情報が断片的に共有されたり、児童相談所ごとに共有される情報の内容や詳細に差異がみられる場合もあります。その結果、フォスタリング機関および里親支援センターによるアセスメントや、里親・ファミリーホームへの事前説明に影響が生じる可能性があります。

そのため、十分な情報提供がなされたうえで、里親家庭・ファミリーホームで予想される子どもの行動や気持ちの変化等について丁寧にアセスメントを行うことが重要です。

委託先の候補となる養育者を検討する際には、里親家庭に関する認定時のアセスメント情報や、登録後のかかわりの中で得られた情報を用います。里親やファミリーホームの養育者の年齢、実子の養育経験の有無、これまでの受託経験やその内容、当該の子どもの特性に理解を示したり、一緒に対応や検討ができるかどうか、子どもに対して応答的なかかわり（子どもが発する様々なサインに対して、養育者が敏感に察知し、共感的・肯定的に応えること）ができるか、実親やこれまでの養育環境への理解と対応が可能か、養育環境の些細な変化や戸惑いといったマイナス感情についても支援機関と円滑なコミュニケーションが取れるか等、里親・ファミリーホームの強みや持ち味、委託を受け入れる際の養育環境（実子や他の委託されている子ども等）を考慮し、児童相談所の担当児童福祉司や児童心理司、里親担当者等と連携しながらマッチングを進めることが求められます。

今回の調査では、フォスタリング機関がマッチングに関与する機会が得られなかった事例が一部

存在することが明らかになりました。これは、フォスタリング機関の専門性が十分に活かされていないという課題を示すものです。こうした課題については、児童相談所と協力しながら解決を図っていく必要があります。

交流（P14 図内 ポイント2）

里親・ファミリーホームに子どもを委託する際には、子どもと里親・ファミリーホームの交流や関係調整を十分に行い、その上で委託の適否を判断する必要があります。そのためには一定の交流期間や交流内容の検討が必要となります。

面会・交流後には振り返りを行い、里親やファミリーホームの養育者が感じたこと、子どもの行動の理解、心配している点等を確認し、助言等の支援を行います。外泊時には、里親家庭やファミリーホームの成員が子どもにどのようにかかわっているかを、家庭訪問を通じて把握することも求められます。

面会や外泊を通じて、フォスタリング機関は、里親・ファミリーホームの養育者や、里親家庭・ファミリーホームの成員が子どもにどのように接しているか、子どもとの距離感が適切か、子どものペースに配慮できているか、どのような声かけをしているか等を確認します。

併せて、交流中の子どもの様子や表情、反応、言動についても丁寧に観察・記録し、交流前後の子どもの状態について、施設職員や一時保護委託中の養育者（施設職員等）から情報を得ます。
これらの確認や情報収集は、子どもにとって安心できる養育環境が形成されうるかを関係者で振り返り、必要な支援や調整につなげることを目的としています。

そのため、フォスタリング機関や里親支援センターには、こうした確認の意図や意味を里親・ファミリーホームに丁寧に説明し、養育者自身が気づきを言語化し理解を深められるよう支援するとともに、得られた情報を整理した上で担当児童福祉司と共有する役割が求められます。

今回の調査では、短期間での交流や急な委託となった事例も散見されました。これらの事例では、十分な関係構築の時間が確保されないまま委託が開始されたため、養育者と子どもの関係性の構築に課題が見られました。詳細については前述の「児童相談所が気を付けるリスクの高いマッチングと交流の考え方」（P33）に記載されていますのでそちらを併せてお読みください。このことからも、マッチングや交流は慎重に進めていく必要があるといえます。

3-2-4．里親がマッチングと交流に際し準備すること

委託の打診について（P16 図内 ポイント1）

委託の打診がある子どもは、必ずしも事前に児童相談所へ伝えていた希望年齢や性別と一致しない場合があります。そのような場合、自分たちがなぜその希望を伝えていたのかを改めて振り返り、実際に打診のあった子どもを家庭に迎えることが可能かどうかを、家族で丁寧に話し合うことが大切です。また、子どもの養育を検討する際には、家庭内での役割分担を明確にし、実子や既に委託されている子どもとの関係性や相性についても意識して考えることが必要です。

交流についての留意点（P16 図内 ポイント2）

新たに子どもを迎え入れることは、頭では理解していても、実際に子どもと会ってみなければ分からない面が多くあります。調査では、「事前に交流を通して（実子もしくはすでに委託されている）子どもとの交流を通した関係性や、やりとりを確認しておけばよかった」と感じた里親も少なくありませんでした。交流は、子どもと里親本人だけでなく、その家庭で暮らす全ての家族が参加することが重要です。実際、調査では交流を行わなかった家族との相性の不一致が、関係の悪化や養育不調につながった事例も認められました。子どもが実際に家庭に泊まり、短期間でも共に生活してみることは、双方にとって日常生活のリズムや人との距離感を確かめる貴重な機会となります。こうした実践的な交流の時間を通じて、生活の具体的な準備と心の準備を整えていくことが大切です。

委託予定の子どもと生活を送るにあたっての気になる点の整理（P16 図内 ポイント2）

交流中の子どもの行動やコミュニケーションで気になる点について里父母で整理し、児童相談所やフォスタリング機関とも共有することが重要です。楽しく過ごすことが交流の目的となりますが、交流の後に子どもとのやり取りについて里親家庭の中で振り返ることが必要です。

児童相談所と確認していくこと（P16 図内 ポイント3）

調査では委託前の交流の時点の不安等について、児童相談所の児童福祉司やフォスタリング機関の支援者に話しにくく、尋ねたり不安を共有したりできないことで、後々の支援につながらず、養育不調につながることが示唆されました。不安や懸念について何も話をしないと、児童相談所は問題がないと思うかもしれません。児童相談所や支援者と共通意識を持つことを念頭に、話を重ねていくことが望まれます。交流中の子どもの成育歴、障害があるかどうか、知能・発達検査等の結果を確認し、生活の中でどのように養育を行っていくかについて予め児童相談所職員やフォスタリング機関の支援者と話し合い、委託開始時点での養育の目標について確認していくことが必要です。

3-2-5. ファミリーホームがマッチングと交流に際し準備すること

委託の打診について（P18 図内 ポイント 1）

実際に打診される子どもは想定していた年齢や性別とは異なることもあります。打診を受けた際には、改めて現在のホームの状況や養育体制の中で、その子を受け入れることが可能かどうかを養育者と養育補助者等の子どもとかかわる人で丁寧に話し合うことが大切です。また、既に暮らしている子ども達の年齢や特性、関係性を踏まえ、新たな子どもの受け入れが全体の生活にどのような影響を与えるかを検討することも必要です。養育者同士の役割分担や支援機関との連携体制を確認し、養育者と子ども達が安心して受け入れられる環境を整えることが、安定した養育の出発点となります。

交流の必要性について（P18 図内 ポイント 2）

児童相談所から委託の打診を受けた後、十分な事前交流を行わずに受け入れに至る事例が調査で認められました。また、新たに迎える子どもと、既に暮らしている子どもとの関係づくりがうまくいかず、生活上のトラブルや不調につながった事例も見られました。本来、交流は子どもと主たる養育者だけでなく、ファミリーホームにかかわる全ての養育者や、既に暮らしている子ども達も含めて行うことが望ましいものです。実際に顔を合わせ、可能であればファミリーホームで過ごす機会を設けることで、日常生活のリズムや人との距離感を事前に確かめることができます。こうした交流の時間は、養育者、共に生活を送る子ども達双方にとって安心して生活を始めるための大切な準備となります。

委託予定の子どもの生活と不安な点の整理（P18 図内 ポイント 2）

交流の場で見られた子どもの行動やコミュニケーションの様子について、ファミリーホームの養育者と養育補助者が感じたことや気づいた点を整理し、共有しておくことが重要です。楽しく過ごすことが交流の目的ですが、交流後には、ホーム内で「どのような場面で不安や戸惑いを感じたか」「受け入れに向けて何を準備すべきか」を振り返り、必要に応じて児童相談所やフォスタリング機関等と情報を共有し、共通意識を持てるようコミュニケーションを取っていくことが求められます。行動面で課題のある子どもを受け入れる際、事前のこうした確認と相談が、安定した養育環境を整える上での大切な一歩となります。

児童相談所と確認していくこと（P18 図内 ポイント 1、2）

調査では、ファミリーホームでは児童相談所からの打診に迅速に対応する事例が見られました。こうした柔軟さは強みでもありますが、安定した養育のためには受託前の情報確認と準備が欠かせません。打診の段階で感じた不安や疑問は遠慮せず児童福祉司らに伝え、成育歴や障害・必要な医療的ケア 、知能・発達検査等の情報の共有と子どもへの配慮していくべきポイントを児童相談所と確認していくことが求められます。

3-2-6. 本体施設か地域小規模か

―子どものニーズに応じた入所とアセスメント―

児童養護施設におけるマッチングで最も大きな留意事項は、入所する子どもの生活場所を本体施設にするか、それとも地域小規模児童養護施設にするかの判断です。そして、そのためには子どもへの丁寧なアセスメントが重要となります。

施設入所前の子どもの成育歴を理解する（P20 図内 ポイント2）

調査では、子どもの生活場所を地域小規模児童養護施設にする理由として、幼児期に入所した子どもをより家庭的な環境で育てるため、また、暴力や非行等の反社会的な問題行動がみられないため、というような点が挙げられました。しかし、施設への措置が必要になるような過酷な家庭環境で育ってきた子どもが心身にダメージを受けていないことは少なく、施設入所の直前の生活が落ち着いていても、それはダメージの影響が一時的に潜在化しているだけであると考えられます。そのため、入所時には、子どもの現在の状態だけではなく、過去に受けたダメージの影響が入所後にどのように顕在化するかについてアセスメントする必要があります。子どもが施設に措置されるまでの成育歴や養育環境を丁寧に把握することはそのアセスメントに大いに役立ちます。成育歴に誰も把握できていない部分があれば、それは後に大きなリスクになる可能性があることを理解しておくことも重要です。そして、アセスメントの内容をその子どものケアを担当する職員間で共有しておくことが大切です。

長期的な視点からのアセスメント

子どもに知的障害や発達障害がある場合、幼いときはトラブルを起こしても職員らが協力して子どもへのケアや対応にあたることができ、大きな事件に発展しないですむかもしれません。しかし、学童期、そして思春期と成長していくなかで、衝動性が高まり、トラブルが地域小規模児童養護施設内でおさまらなくなり、学校や地域での大きな事件になってしまうこともあるかもしれません。そのため、子どもの思春期の状態を予想するような発達段階を考慮した長期的な視点からのアセスメントも重要です。また、子どもの成長発達段階ごとに再アセスメントを行い、子どもが安全に生活するための環境を整えていく必要があります。

地域小規模児童養護施設ですでに生活している子どもとの関係

すでにその地域小規模児童養護施設で生活している子どもの性別や年齢、特徴、そして、子ども同士の関係性も、その後に起こるトラブルの可能性を考える上で重要なアセスメント材料になります。そのため、入所してくる子どものアセスメントだけでなく、すでに施設で生活している子ども達について改めてアセスメントすることも、地域小規模児童養護施設とマッチングするうえで重要です。

3-3. 子ども・養育者への説明、情報共有に求められる対応

3-3-1. 総論

交流を終え、いよいよ子どもを委託（措置）するという段階に差し掛かかった際、交流の延長のように委託（措置）を開始するのではなく、子どもに対して意見を聴き、委託（措置）の説明を欠かすことなく行います。いつまでの委託（措置）になりそうなのか、実家庭の様子はどうなのか見通しを伝え、新しい環境に適応せねばならない子どもの不安を軽減することに努める必要があります。

養育者と支援者間でも、改めて委託（措置）の目的や養育上の懸念点を確認することが後の養育不調を予防する一番の手立てです。委託（措置）の目的は何なのか、何をもって委託（措置）先として選ばれたのか、委託（措置）先として何を期待しているのか、また、その実現のためにどのような支援が必要かをチーム内で明確にし、子どもにとっての最善を尽くすことを目指さねばなりません。

また、交流時の子どもの様子が必ずしもその子どもの全てではないことは、支援者も養育者も念頭に置いておくことが大切です。社会的養護下の子どもはアタッチメントの問題を抱えていることが多く、交流という一時的な時間では、養育者にいい印象を与えようと多かれ少なかれ無理をしていることは容易に考えられます。そのほころびが正式な委託（措置）後に出始めるかもしれないといった、マイナスにとらえられがちな事柄であっても、先の見通しや可能性を十分にすり合わせることが支援者と養育者双方に求められます。アタッチメントの課題といった、支援者側だからこそ考えることができる視点をこの段階でしっかり養育者に伝えることは、養育者側の準備性を高める上でも大切です。そのような話し合いを通して、子どもについて共通の青写真を共に描くという過程を踏むことで、子どもと養育者に必要な支援は何かを委託（措置）初期の段階で対策を講じることができ、子どもへのケアと養育不調の予防につながります。

措置開始前の子どもと養育者への対応の目標

・子どもと養育者に対して意見を聴き、委託（措置）の見通しについて説明すること。

・チーム内で、「委託（措置）の目的」「懸念点」「委託中に予測される子どもの変化」等を明確にし、必要な支援や体制を整えること。

3-3-2. 児童相談所における里親・ファミリーホーム・子どもへの情報提供

里親・ファミリーホームへの情報提供（P12 図内 ポイント 2、3）

今回の調査で明らかになった重要な点として、マッチング・交流時に十分な情報を里親に伝えられていなかったことがありました。児童相談所が、子ども・里親家庭双方のアセスメントを十分に行い、更に、なぜその子どもを委託するのか、また子どもの情報、養育期間の見通し等を里親家庭に伝えることは、その後の委託が順調に進むために必須の要件となります。里親家庭が、児童相談所のもたらした情報から子どもの育ちに必要なことを読み取っていくことができるよう手助けすることも大切です。

子どもが幼い場合には、里親が子どもの育ての親であること、やむを得ない事情により、子どもは里親委託を受けることになったこと等を子どもに説明する真実告知等の取り組みについても、この時期から里親と打ち合わせを始めていくとよいでしょう。

また、ファミリーホームでは、行動面や情緒面について様々な配慮を要する子どもを委託されることが多くあります。そのため、ファミリーホームが子どもを理解して適切なケアにつなげるため、ファミリーホームへの情報提供も必ず忘れてはならない点です。

子どもへの情報提供（P12 図内 ポイント 2、3）

この時点で、子どもにも十分な情報提供が必要です。子どもへの情報提供については、里親委託される場合のみならず、ファミリーホームへの委託、地域小規模児童養護施設への入所措置の場合、いずれの場合にも大変重要なポイントになります。どのくらいの期間委託（措置）されるところに暮らすことになりそうなのかという見通しを伝えるとともに、実家庭の様子についても改めて情報を提供することで、子どもが理解して新しい場所での暮らし（生活）を始められるように手助けしましょう。また、これから里親家庭での暮らしが始まり、生活環境が大きく変化する子どもの不安を十分に聴き取ることも大切になります。

3-3-3．子ども・養育者への説明、情報共有における

フォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント

（P14 図内　ポイント 2、3）

マッチングや交流にフォスタリング機関や里親支援センターがかかわっている場合には、担当職員らが委託予定の子どもについて養育者に説明を行う場への同席や、どのような情報を伝えるのかを事前に共有できていることがあります。

里親およびファミリーホームとしてケアを行う前には、委託される子ども自身のこと、これまでの養育環境、なぜ里親等の家庭養育を必要としているのかといった点について、里親・ファミリーホームの養育者に説明することになります。虐待やネグレクト、マルトリートメント（不適切な養育）が認められる事例では、里親らがその背景を理解し、子どもが安心できるよう望ましい対応を行うことが求められます。実親、家族に対する子どもの思いや、子どもと実親・実家族との関係性、養育期間の見通し等、委託される子どもの状況を把握することで、どのように子どもとかかわっていくのかを検討していくことになります。

子どもに関する情報提供は、個人情報保護の観点から、委託までのどの段階でどのような情報を伝えるのかを児童相談所とともに慎重に検討することが求められますが、里親がその子どもの養育を引き受けるかどうか判断するために必要な情報は提供する必要があります。

フォスタリング機関や里親支援センターの職員は、里親家庭の状況や実子、受託中の他の子どもがいればその様子を確認し、説明の段階で里親が困っていることや疑問に感じている点を丁寧に聴き取り、必要に応じて児童相談所と連携しながら支援を行うことが求められます。

3-3-4. 里親が子どもの説明に際し検討すべき事項

保護から委託までの経緯がどこまでわかっているかの確認（P16 図内 ポイント2）

新たに迎え入れる予定の子どもの心身の状態を理解する上で、児童相談所によって保護される前にどのような生活をしていたのか、どのような理由で児童相談所に保護されたのかの経緯について里親も知る必要があります。また、委託される予定の子どもにとっては、実親の意向や家族状況は最も大事な情報です。実親への気持ちをどのように抱えているかを含め、児童相談所がどのように実親のことを説明しているのかを確認する必要があります。

委託までの経緯を子どもにどのように説明するか（P16 図内 ポイント2、3）

例えば、実親が行方不明になっている等、実親の状況によっては児童相談所が調査してもわからないこともあります。わからないことがある場合であっても、委託までの経緯がどのように子どもに説明されているかは、その時点で子どもの心の状況を理解するためには、不可欠な情報です。これまでの経緯をどのように児童相談所が説明しているか、もしくは説明する予定なのかについて、児童相談所の児童福祉司等関係者に確認する必要があります。また、説明がなされていないのであれば、いつ、誰がどのように説明するのかを確認することが求められます。

委託の目的と見通しを確認することの重要性（P16 図内 ポイント2、3）

里親委託の目的と今後の見通しを確認していくことが必要です。そのことについて子どもにどう説明され、理解されているかが、里親家庭と委託される子どもとの関係性を左右する重要な要素となります。委託される予定の子どもと実親の家族関係再構築や家族再統合等、実親等との交流について児童相談所がどのように考えているかについて確認し、支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）も含めて共有していくことが求められます。その上で子どもへの里親委託の説明を児童相談所の児童福祉司に子どもが理解できるように説明してもらうことが肝要です。里親はその内容を理解し、日々のかかわりで子どもを支え、その後も見通しについて話をしていくことが望まれます。

委託後どのような頻度で児童相談所、支援機関と状況共有するかの確認（P16 図内 ポイント7）

委託される予定の子どもの保護される前の生活や保護された経緯、今後の実親との再統合の見通しや里親委託の目的について確認出来たら、委託開始時点の子どもの心身の状態から、どのような養育目標を立てられるかを児童相談所の児童福祉司、支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）の職員らと検討していくことが望まれます。検討に際しては、里親から機会の提供を求めたり、里親の意見を伝えたりすることが重要です。

3-3-5. ファミリーホームの養育者が子どもの説明に際し検討するべき事項

保護から委託までの経緯をどこまでわかっているかの確認（P18 図内 ポイント 1、2）

新たに迎え入れる予定の子どもの心身の状態を理解するためには、保護前にどのような生活を送り、どのような理由で児童相談所の保護に至ったのかを把握しておくことが重要です。ファミリーホームでは、行動面や情緒面について様々な配慮を要する子どもが委託されることも多く、その背景を理解することが安定した養育の基礎となります。また、子どもにとって実親の意向や家族状況はとても重要な情報です。児童相談所がどのように実親のことを説明しているのか、また子どもが実親や家族への思いをどのように抱えているのかについても確認しておく必要があります。これらの情報は、主たる養育者だけでなく、養育補助者を含む関係者全員で共有し、子どもの行動や感情の理解するための手がかりや、子どもへのかかわり方の検討に役立てることが大切です。

委託までの経緯を子どもにどのように説明するか（P18 図内 ポイント 1、2）

実親の状況によっては、行方が分からない等詳細が把握できないこともあります。その場合でも、児童相談所が子どもにどのように委託までの経緯を説明しているか、または今後どのように説明する予定かを確認しておくことが重要です。この情報は子どもの心の状態を理解し、日々のかかわり方を考える上で欠かせません。ファミリーホームでは複数の養育者がかかわるため、児童相談所の説明内容をホーム内で共有し、子どもへの言葉かけや対応について共通認識を持つことが大切です。説明がまだ行われていない場合は、誰がいつ、どのように説明するのかを児童相談所と確認し、共通理解をもって子どもに向き合うことが求められます。

委託の目的と見通しを確認することの重要性（P18 図内 ポイント 1、2）

ファミリーホームでは、委託の目的と今後の見通しを児童相談所と共有しておくことが大切です。そのことについて子どもにどう説明され、理解されているかが、ファミリーホームで共に暮らす養育者とその他の子ども達の関係性を左右する重要な要素となります。委託が一時的なものなのか、長期的な生活の場としての委託なのかを明確にすることは、安定した養育を行う上で欠かせません。また、実親との家族関係再構築や家族再統合（実親との生活の安全性が確認され、再び一緒に暮らすこと）等、実親との交流についての可能性を児童相談所がどのように考えているかについて確認し、支援機関も含めて共有していくことが求められます。説明は基本的に児童相談所が担い、ファミリーホームの養育者はその内容を理解し、日々のかかわりで子どもを支え、その後も見通しについて話をしていくことが望まれます。

委託後にどのような頻度で児童相談所・支援機関と状況を共有するかの確認

（P18 図内 ポイント 1、2）

子どもの保護前の生活や保護の経緯、実親との再統合の見通し、委託の目的を確認した上で、委託開始時点の心身の状態からどのような養育目標を立てるかを、養育者は児童相談所の児童福祉司や里親支援センター等の支援機関の担当者と一緒に検討していくことが重要です。ファミリーホームでは複数の子どもを養育しているため、それぞれの担当者が児童相談所・支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）にいます。委託後の状況をどのような頻度と方法で児童相談所・支援機関の子どもの担当者と共有していくかをあらかじめ確認しておくことが望まれます。

3-3-6. 地域小規模児童養護施設への入所に向けた子どもへの説明と安心できる環境の準備

子どもへの丁寧な説明

施設への措置が決まった場合、施設職員は、子どもに対して児童養護施設はどんな場所なのか、どんな大人や子どもがいるのか、どんな生活が待っているのか等、できるかぎり丁寧な説明を試みます。しかし、子どもの年齢にもよりますが、子どもはこれまでに経験したことのない施設での生活を全く想像できていないと考えておくべきです。また、頭ではわかったつもりでいても、施設での集団生活という未知の環境で起こることは想像の範囲を大きく超えます。

子どものニーズをしっかりと聴きとる姿勢

施設職員ができることは、子ども達の不安を受け止めて寄り添うことです。全く知らない複数の大人やすでに関係ができている子ども集団に入って、一緒に生活することは非常にストレスフルな状況です。そのため、少しでも子どもが安心できる環境を準備することも大切です。

そのためには、入所前に施設職員が子どもに一方的に説明するだけでなく、子どものニーズを聴き出すことも大切です。どんなことが好きなのか、何をしているときが楽しいのか、どんな状況で落ち着くのか、そして、施設でどんな生活を送りたいのか等、子どもの希望を聴いておくことで、子どもが安心できる環境づくりのヒントを得ることができます。子どものニーズの全てには応えられないかもしれませんが、子どもが望んでいることを知れば、異なった形で応えることができるかもしれません。職員たちは協力して子どもが安心して生活できる環境を整えていきますが、その環境は施設が一方的に準備するのではなく、入所する子どもと一緒につくっていくという姿勢が重要です。

4. 委託（措置）後に考えられるリスクと求められる支援体制

4-1. 委託（措置）当初の対応

4-1-1. 総論

社会的養護において、子どもが新たな養育環境へ移行する委託（措置）当初は、その後の安定的な生活の基盤を築くための重要な期間です。この時期のチーム支援は、以下の目標を掲げて推進されます。

委託（措置）当初は、子どもは新しい生活環境に適応するために緊張し頑張っている時期とも言えます。そのため、最も大切なのは、子どもの適応の過程を養育者と支援者が一体となったチームで、丁寧にかつ多角的に見守ることです。この見守りを通じて、アセスメントやマッチングの段階で立てた「見立て」（子どものニーズと養育者が提供する養育環境に関する事前予測）が、実際の生活の中で合致しているかを検証します。子どもの日々の行動、感情や気持ちの表現、養育者とのかかわり等を観察し、必要に応じて見立てを修正することで、より現実に即した安定的な養育の基盤を築くことを目指します。

この段階で、支援者は養育者が困っているときだけ支援するという立ち位置ではなく、うまくいっているときこそ共に喜び、労い、予期せぬ困難が生じたときはどうすればよいかを一緒に考えることができるという、情報共有が当たり前であるサポーティブな伴走者として機能することが大切です。そのことによって、養育上の課題が生じた際にそれを養育の失敗として捉えるのではなく、「順調にいかなくてもリカバーできる」という安全な関係基盤を確立し、養育不調に陥ったとしても立て直す力となります。これは、子どもと養育者のアタッチメント形成を支援するとともに、養育者と支援者との間の強固な信頼関係を指します。養育者が「困ったらいつでも相談できる」「失敗を非難されない」と感じられる環境を提供することで、養育者が自信をもって子どもと向き合い続けることを可能にします。

<u>**委託（措置）当初の目標**</u>

・子どもの適応の過程をチームで見守り、アセスメントやマッチング段階での見立てを実際の生活の中で確かめ、安定的な養育の基盤を築くこと。

・「順調にいかなくてもリカバーできる」という養育者と支援者の関係基盤を作ること。

4-1-2. 児童相談所が委託当初に気を付けること

委託前から、里親家庭を支援する体制を構築・整備しておくことは里親委託の必須条件となります。この委託前からの支援体制の構築・整備についての具体的な留意事項については、「委託等当初段階におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント」（P50）に記載されています。そちらを併せてお読みください。特に、アセスメントからマッチング、委託当初までのかかわりについては、チームであるフォスタリング機関、里親支援センターと協力・役割分担の中で、里親家庭と子どもを支えていく体制が必要です（P12 図内 ポイント4）。

中高生は里親家庭で生活する上でのルールを決める（P12 図内 ポイント3）

中高生の里親委託については、マッチング・交流（P33）でも記載しましたが、注意深く委託を進めていく必要があります。今回の調査では、委託当初の対応として、交流の状況や一時保護施設での状況から、あらかじめ、枠組みを決めておくことが提案されました。

それまで一緒に住んだことのない里親家庭の人たちと、中高生の委託児が一緒に住むことになるので、児童福祉司等、フォスタリング機関・里親支援センター、里親家庭、委託される子ども本人で話し合い、里親家庭と子どもに合った形で、里親家庭で暮らす上でのルール作りをしておくと、その後の生活にスムーズに移行していくことができます。

このようなルール作りは、里親家庭での生活が始まった後からでは、あまり意味をなしません。既にやれていたことに制限を設けても子どもは聞く耳を持たないからです。ある程度の枠組み、ルールをあらかじめ決めておき、里親家庭での生活を始める際に里親と子ども、そして児童相談所を含めて確認することが、子どもにとっても里親にとっても効果的である可能性は高いと考えます。

なお、ファミリーホームにおいては、子どもの年代ごとにルールを決めていく必要があります（詳細については「委託当初にファミリーホーム養育者が検討すべき事項」（P53）を参照ください）。とくに中高生の場合は、児童相談所の担当福祉司が一緒にルールを確認することで、子どもがルールを守ろうと思えたり、ファミリーホームでの生活を担当福祉司と共有している気持ちになることができます。ファミリーホームにとっても心強く感じられると考えられます。

委託当初のアセスメント（P12 図内 ポイント3）

委託当初は、チーム養育でのアセスメントを重ねていくことになります。アセスメントを重ねた結果、児童相談所がリスクを予測できれば、リスクの回避や乗り越えるための支援を準備できます。つまり、委託当初からアセスメントを継続し、委託の経過を予想していくことが必要です。

委託当初の状況（P12 図内 ポイント3）

今回の調査では、委託当初から試し行動や、子どもがそのままの自分を出したことで里親が想定以上に養育上の負担を感じてしまった事例や、児童相談所側が里親の養育に不安を感じるような事例もありました。委託当初の里親の負担感の軽減と里親子の関係性をスムーズに築くために、委託当初の頻繁な家庭訪問等は重要です。頻繁な家庭訪問に里親が負担感を感じないためには、フォスタリング機関・里親支援センターと児童相談所の間でだれがどのように訪問するか等の役割分担を決めておくことも必要です。

4-1-3. 委託当初におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント

委託前に養育チームで状況確認と情報共有を行う（P14 図内 ポイント3、4）

今回の調査では、フォスタリング機関や里親支援センター等の支援機関が認定時のアセスメントを実施しマッチングにも関わっていたにもかかわらず、養育不調となった事例がありました。これらの事例の中には、認定時に、里親・ファミリーホームの養育者の対人関係の傾向やコミュニケーションの特徴、子どものケアに対する考え方や姿勢について把握できていたものも含まれていました。このような事例では、事前アセスメントにおいて課題を把握していたにもかかわらず、委託後に想定されるリスクの検討や、その課題に対応するための支援体制の構築が十分ではなかったこと、あるいは委託前には予測できなかった課題に直面したことが背景にあると考えられます。そのため、委託前の段階からチーム養育における支援体制について検討しておくことが重要になります。

委託に至るまでには、面会や外出、外泊等の交流の機会があります。これらに伴い、フォスタリング機関や里親支援センターは、外泊時の家庭訪問等を通して子どもと里親の状況把握に努めることが必要です。子どもの気持ちに寄り添い、安心して過ごせるよう支援しつつ、里親と委託児との適合を丁寧に調整し、委託後の支援について計画していくことが求められます。

また、子どもの養育を行う中では、生活状況の変化に伴ってさまざまな課題が生じます。これらに対応するためには、現在利用している社会資源（医療機関や発達支援もかかわる機関、学校・教育機関、放課後等の居場所等）に加え、将来活用できる社会資源についても把握し、収集した情報を分析・予測しておく必要があります。養育不調による委託解除を防ぎ、子どもの安心・安全なケアを保障するためにも、委託前から丁寧なアセスメントに基づき支援体制を整えることが重要です。

さらに、子どもを委託する際には、多くの児童相談所で「里親応援ミーティング」が行われるようになっています。里親・ファミリーホームの養育者は、日々の生活のなかで子どもと向き合うことになります。そのため、赤ちゃん返りや試し行動への対応でストレスを感じ、戸惑いを抱くこともあります。こうした委託後に起こりうる出来事や基本的な対応の仕方を事前に伝えつつ、養育者が不安や疑問を率直に話せるよう丁寧に聴き取ること、また、受託前に夫婦や同居家族、別居家族等の協力体制を再確認することが求められます。里親家庭やファミリーホームの成員は、新たな子どもの受け入れに際しさまざまな思いを抱えています。里親家庭の子どもや同居者に対しても、綿密な準備とサポートを行うことが重要であり、これが不十分である場合、委託後に課題に直面する可能性が高まります。

また、フォスタリング機関がマッチングに関わっていない事例も存在することが調査で明らかになりました。そのため、応援ミーティングに先立って、児童相談所が子どもや里親・ファミリーホームの養育者へどのように説明したのかを整理し、説明の場に同席できない場合でも丁寧な情報共有を行う必要があります。

4-1-4. 委託当初に里親が検討すべき事項

委託後に生起する行動上の問題を理解するために（P16 図内 ポイント4）

多くの子どもは、虐待やネグレクト等の逆境的体験を経ており、その過程で何度も別れや環境の変化を経験しています。そのため、保護や委託という出来事を「安全で続くもの」として実感することが難しい場合があります。子どもの成育歴や保護に至る経緯を丁寧に確認し、子どもの心の状態や感じ方を想像する姿勢を持つことが大切です。その上で、関係を築くためにどのような接し方や言葉かけが必要かを考えていくことが求められます。これまでの別れの経験は、子どもにとって私たち大人が想像する以上の耐え難い悲しみや苦しみ、そして怒りを感じさせることがあります。そうした経験があるからこそ、里親の温かい愛情や優しさに触れるほど、「また耐え難い別れが来るのではないか」という不安や恐れを抱く子どもがいます。そのような時、子どもは無意識のうちにどれだけ自分が受け入れられるかを確かめようとする行動—いわゆる試し行動—を示すことがあります。これは反抗ではなく、安心を求めるサインとして理解することが大切です。こうした行動が見られた際には、里父母間での役割分担や対応の仕方を確認し、家庭内の実子や他の委託児への影響についても配慮する必要があります。子どもへのかかわりに困難を感じる場面ほど、児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）と連携し、チームとして子どもを支える視点をもって対応を検討することが望まれます。

家族の約束やルールの確認（P16 図内 ポイント4）

就学前、小学生、中学生、高校生と年齢によって日常生活のスケジュールは変わってくるため、子どもそれぞれのスケジュールの確認が必要です。また、食事、入浴、ゲーム、スマートフォンの扱い等のルールは各里親家庭において様々です。既に里親家庭に暮らしている子どもと共有している約束やルールをそのまま守ってもらうことが、通常取られることとなっていますが、年齢や子どもの心身の発達の状況も考え、話し合ったり、これまでの約束やルールを見直したりその子に合わせた対応が求められます。迷うことがあれば、児童相談所やフォスタリング機関の支援者と一緒に検討していくことが必要です。

支援体制の構築（P16 図内 ポイント7）

委託後の生活が始まってからの最初の時期は、その後の養育関係の安定を左右する極めて重要な期間です。まずは、どのような頻度で児童相談所や支援機関と状況を共有するかをしっかりと確認し、些細なことでも相談できる体制を作っておくことが必要です。委託当初に特に問題なく、子どもが

楽しく暮らせていると里親が感じたとしても、子どもの状況に合わせた養育についてチームで検討することで客観性が高まり、より適切な養育を考えることにつながります。

調査では交流の時と実際に委託されてからの子どもの様子が異なることに戸惑われていた里親家庭がありました。生活の約束やルールが守れない場合は、約束やルールをめぐってのかかわり方や生活のルールが子どもにとって適当なのか等、児童相談所や支援者と共有し、かかわりについて振り返り考えていくことが求められます。

4-1-5. 委託当初にファミリーホーム養育者が検討すべき事項

委託後に生起する行動上の問題を理解するために（P18 図内 ポイント3）

委託される子どもの多くは、虐待やネグレクト等の逆境的な体験を経ており、その過程で何度も別れや環境の変化を経験しています。そのため、ファミリーホームへの委託という出来事を、すぐには「安全で続くもの」として実感することが難しい場合があります。子どもの成育歴や保護に至る経緯をチーム全員で丁寧に確認し、子どもの心の状態や感じ方を想像する姿勢を持つことが大切です。これまでの別れの経験は、子どもにとって私たち大人が想像する以上の耐え難い悲しみや苦しみ、そして怒りを感じさせることがあります。養育者の温かい愛情や優しさに触れるほど、「また耐え難い別れが来るのではないか」という不安から、無意識のうちに自分がどれだけ受け入れられるかを確かめようとする行動―いわゆる「試し行動」―を示すことがあります。ファミリーホームのような多人数の子どもがいる生活においては、この行動が特徴的な形で現れることがあります。例えば、特定の養育者を独占しようとして他の子どもを遠ざける、暴言や暴力として表れることや、大人に対しては「過剰適応的な良い子」として振る舞う一方で、見えないところで弱い立場の子どもを支配しようとする姿、あるいは嘘や盗み、反抗的な態度等として示されることもあります。これらは、安心を求めているサインや、過去の過酷な環境を生き抜くために身についた振る舞いとして理解し、子どものペースで再学習を促すことが大切です。こうした行動が見られた際には、養育者間で「誰がその子を受け止め、誰が他の子ども達をケアするか」といった役割分担を明確にし、対応を統一することが重要です。また、影響を受ける他の子ども達の不安や不満にも目を向け、ケアを行う必要があります。対応が困難な場面ほど、ファミリーホーム内だけで抱え込まず、児童相談所や里親支援センター等と連携し、チームとして子どもを支える視点を持って対応を検討することが望まれます。

ファミリーホームの約束やルールの確認（P18 図内 ポイント3）

就学前、小学生、中学生、高校生と年齢によって日常生活のスケジュールは変わってきます。子どもにそれぞれのスケジュールの確認が必要です。また、食事、お風呂、ゲーム、スマートフォンの扱い等のルールは各ファミリーホームにおいて様々です。既にファミリーホームで暮らしている子どもと共有している約束やルールをそのまま守ってもらうことが通常取られることとなっていますが、年齢や子どもの心身の発達の状況も考え、話し合ったり、これまでの約束やルールを見直したり、その子に合わせた対応が求められます。 迷うことがあれば、児童相談所や里親支援センター等の支援者と一緒に検討していくことが必要です。

支援体制の構築（P18 図内 ポイント3、8）

委託後の生活が始まってからの最初の時期は、その後の養育関係の安定を左右する極めて重要

な期間です。まずは、どのような頻度で児童相談所や支援機関と状況を共有するかをしっかりと確認し、些細なことでも相談できる体制を作っておくことが必要です。委託当初に特に問題なく、子どもが他の子ども達とも楽しく過ごせていると養育者が感じたとしても、子どもの状況に合わせた養育についてチームで考えることが客観性を与え、より適切な養育を検討するために必要となります。生活の約束やルールが守れない場合は、約束やルールをめぐってのかかわり方や、何かしらの行動上の問題や生活のルールが子どもにとって適当なのか等を児童相談所や里親支援センター等の支援者と共有し、かかわりについて振り返り考えていくことが求められます。

4-1-6. 入所当初に地域小規模児童養護施設が検討すべき事項

調査を通して、地域小規模児童養護施設の養育不調による措置解除のプロセス図は、①中高生で入所して、それまでの生活と施設での生活とのギャップが大きくなってニーズのずれが生じ、なし崩し的に家庭復帰していくパターンと、②もともと知的障害や発達障害を抱えている子どもが幼少期に入所し、思春期になって衝動性が高まっていくなかで激しい暴力や性加害等のトラブルが起きて、本人の特性にあった施設へ措置変更していくという 2 つのパターンに分かれました。

それまでの生活スタイルに思いをはせる

中高生で措置される子どもの多くは、入所前に既に自分の生活スタイルを確立しています。インターネット依存による昼夜逆転の生活等、不健康ではありながら本人なりには安定した生活を送っており、その生活スタイルを大きく変えて、地域小規模児童養護施設での生活のルールに従い、集団生活に適応することは簡単ではありません。そのような状況に関わらず、多くの子どもは、入所当初、職員や他の子どもとの関係も良好に見え、落ち着いた様子を見せます。しかし、それは過剰に適応しているだけで、しばらくすると、それまでの生活スタイルと地域小規模児童養護施設での生活スタイルとのギャップが広がり、周囲との軋轢が生じ、子どもと職員のストレスが日に日に大きくなっていきます。

その際、職員は子どもがそのような生活を送るしかなかった家庭環境や成育歴に思いをはせる必要があります。集団で生活している児童養護施設、特に本体施設では、個々の子どもに合わせて施設のルールや生活スケジュールを変更することは簡単ではありません。しかし、地域小規模児童養護施設であれば、子どもの本来のニーズをくみ取りながら、ルールの変更等も検討できるかもしれません。その際にも施設全体の理念やルールの意味を職員がしっかりと理解していることが重要で、職員の共通理解のもとで子どもの生活スタイルを調整していくことが大切です。

幼少期にアタッチメントを安定させる

今回の調査では、小学校入学前に入所して思春期以降に措置解除に至る子どもは、知的障害や発達障害等を抱えていることも少なくありませんでした。さらに、実親が重度の精神疾患を抱えていたり、服役していたりと過酷な家庭環境を背負っており、早期の家庭復帰が難しいことも多く、より家庭的な環境での養育を体験するために地域小規模児童養護施設に措置されていました。

そのような子どもは入所当初から発達の遅れがみられ、不安や緊張が高いこともあり、施設での生活のなかで様々なトラブルも生じます。しかし、子どもが不安を感じ困っているときこそ、職員と子どもの間に安定したアタッチメントを構築する機会でもあります。子どもと職員の人数が少ない地域小規模児童養護施設では、同じ職員が継続的に子どもに対応しやすく、子どもに寄り添い安心感を提供することで、子どもにとって安定したアタッチメント対象になることができると考えられます。

4-2. 委託（措置）中に求められる対応や支援

4-2-1. 総論

委託（措置）期間中の目標は、一時的な安定にとどまらず、子どもが抱えた傷からの「回復」と、未来に向けた「成長」の両方を可能にする養育環境を、持続的に提供し続けることです。これは、安定的な養育関係と支援体制を継続することが最も重要であることを示しています。

「回復」とは、子どもがそれまでの生活で経験した虐待等の逆境的体験によって生じたアタッチメントの課題やトラウマ等の心の傷から、段階的に癒され、立ち直るプロセスを指します。養育者との関係を通じて、「自分は大切にされている」「ここにいて安全だ」という感覚を確立し安心感を取り戻す、過去の体験によって引き起こされていた過度な不安、怒り、無力感等の不安定な情動が鎮静化し、自分自身の感情をコントロールする力を取り戻すようになることです。回復は、ただ対応に苦慮する行動がなくなることではなく、養育者との安定した関係の中で、子ども自身の内面に安心感が育まれる過程です。

「成長」とは、子どもの年齢や発達段階に応じた課題を着実に達成し、社会の中で生きていくための能力や資質を育むことを意味します。例えば、基本的な生活習慣や社会生活に必要なスキルを習得していくこと、他者とのコミュニケーションや、共感性、他者の意図を理解する力を身につけ、健全な対人関係を構築できるようになること、興味のあることに挑戦し、将来の進路や職業選択に向けた基盤となる学力や強みとなる能力を培っていくことです。回復によって心の基盤が安定することで、子どもは初めてエネルギーを「成長」に振り向けることができるようになります。

これを可能にするためには、「回復と成長を積み重ねることができる養育環境を持続していくこと」が不可欠です。そのために養育者と支援者は委託（措置）当初の見立てを維持していくのではなく、子どもは常に変化していく存在であることを念頭にアセスメントをし続けていくことが大切です。定期的なアセスメントを通じて、課題に早期に対応することで、安定した養育の質を維持し続けることができます。回復と成長は直線的に進むプロセスではなく、停滞や後退があっても、支援チーム全体でその環境を支え続けることが、子どもの一番の安心につながります。

委託（措置）中の目標

・子どもが安心して回復や成長を積み重ねることができる養育環境を持続していくこと。

4-2-2．児童相談所に求められる委託中に必要な支援

試し行動や、実子への支援についての具体的な留意事項については、「委託中におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント」（P59）を併せてお読みください。

里親に子どもの養育に専念してもらうために（P12 図内 ポイント 3、4）

委託経過中、里親家庭には様々なことが起きえます。そうした中で、里親に子どもの養育にフォーカスしてもらえるような環境づくりが必要となります。つまり、里親に子どもの養育に専念してもらうために、子どもの養育以外の事柄については、里親が思い悩む必要がないくらいサポートすることが理想的です。

例えば、子どもの住民票や銀行での口座開設等、煩雑な手続きや余計な手間がかかるものについては、児童相談所かフォスタリング機関・里親支援センターが同行、もしくは事前に一報入れる等の工夫ができます。

里親自身の親の介護や里親の家族の入院、実子の習い事の送り迎え等、里親家族の個別事情については、これまで里親家族のプライベートな問題として語られることが多く、それをサポートしていくことの重要性についてはあまり触れられてきませんでした。しかしながら、そのような状況が重なると、里親が委託された子どもの養育に専念できないだけでなく、子どもの養育が大きな負担となって里親にのしかかります。

このような場合に、例えば、里親の親の介護や里親の家族の入院については、里親を支援する機関が必要なサービスと連携することで里親の負担を軽減できます。里親に子どもの養育に重点を置く生活を送ってもらうための環境づくりは重要であり、周囲の環境調整によって里親の時間的な制約や精神的な負担を解消し、里親養育を継続できるよう働きかけることが大切です。

中高生への支援（P12 図内 ポイント 3、4）

今回の調査では、委託された中高生への資源の少なさが示されました。幼少期であれば、療育や子育てサービス、小学生であれば放課後児童クラブや放課後等デイサービス等がありますが、中高生になると、利用できるサービスが減少します。部活動に所属しない子どもや不登校の状態になる子ども等、日中もずっと里親家庭やファミリーホームにいることで、子どもも里親・ファミリーホームの養育者も精神的に疲弊することが考えられます。特に中高生になってから委託が開始された場合には、その状況は短期間で出現すると考えられるため、子どもと里親・ファミリーホーム養育者もお互いに一息つける居場所等の場が必要となります。一般的に、中高生が利用できる資源が少ないことを考えると、地域での社会活動、人と出会えるような場や居場所、塾を含めた習い事等、中高生が活用で

きる資源はもっと必要であると考えられます。本人の興味や関心のあることをどのように引き出すかを里親らと一緒に考えておくこと、また地域にどのようなコミュニティがあるか市や里親・ファミリーホーム養育者同士のネットワークで情報収集しておくこと、そして、子ども自身が同年代の仲間に入りにくい状況をどのように間接的にサポートするか等をあらかじめ考えておくこと等もとても重要ポイントになります。

発達特性等の理解を促す研修の工夫

里親には、社会的養護や子どもの発達特性に関する知識も必要です。子どもの委託前にそうした情報のすり合わせを行うことは大切なことです。また、子どもの理解については、里親に登録する前の段階で、個別面談や研修で里親により子どもの発達に関する理解を深めておいてもらうことが期待されます。

しかし、それだけでなく、里親登録後、もしくは委託直前、または委託中に、児童相談所職員からの情報共有だけでなく、委託される（されている）子どもの状況、特性等に合わせた研修を受けられることが有効です。研修等で事前に学んだとしても、すぐに実践しないと、人間は忘れてしまうものです。実際に委託される（されている）子どものことは、すぐに身につき実践に活かせる可能性が高くなります。必ずしも対面研修である必要はなく、オンデマンド型のオンライン研修を用意しておく、場合によっては対面での個別研修を行う、等さまざまなやり方の工夫が考えられます。

その他のサポート（P12 図内　ポイント3、4）

委託当初だけでなく、委託経過中も、アセスメントを重ねていくことは重要なポイントになります。アセスメントはかかわりがある限り継続して行っていくこと、何度も見直し、その時々のアセスメントによって支援目標や支援内容を軌道修正していくことが大切です。
また、今回の調査においても、従来から指摘されている、里親やファミリーホームの養育者等に寄り添うような伴走型支援が重要であることが明確になりました。
もちろん、委託されている子どもについて、里親家庭をサポートしてもらえるよう、保育園や、学校、里親会等地域にあるさまざまな機関とのつながりは必須です。里親に委託されている子どもが直接かかわる資源との連携は欠かせないものとなります。
ファミリーホームは、行動面や情緒面で配慮を要する子どもが多く委託されています。そうした養育環境を鑑みると、ファミリーホームとファミリーホームにいる子どもにも当然支援が必要であり、地域の状況によっては、児童相談所、フォスタリング機関や里親支援センター等が積極的にサポートすることが重要です。

4-2-3. 委託中におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント

諸手続きのサポート、必要な情報の提供（P14 図内 ポイント3、4）

子どもを迎える里親・ファミリーホームの養育者は、さまざまな手続きを行う必要があります。例えば、住民票等の移動（転出・転入・転居に関する届出や世帯主変更届等）、小中学校の転入手続、保育所を利用する場合の契約手続等が挙げられます。また、子どものケアにおいて病院を受診する際や、眼鏡を作成する際にも手続きが必要となります。こうした子どものケアに関する諸手続きについて、必要な情報を提供するとともに、手続きのサポートを行うことが求められます。

里親がケアを行う上での支援（P14 図内 ポイント3、4）

子どものケアを行う上で、里親・ファミリーホームの養育者が直面する困難として、第一に生活習慣の違いが挙げられます。虐待やネグレクトの経験をもつ子どもの一般的な心理的課題として、他者への基本的信頼感や安心感が十分に形成されていないこと、乳幼児期における安定したアタッチメントが未形成または不安定であること、感情の調整が難しいこと、衝動的な行動や過度な警戒心を示すこと、対人関係において過剰に距離を取る、あるいは過度に密着しようとする傾向がみられること等が挙げられます。さらに、心的外傷体験を抱えている場合も多く、それらを安心して表出し、癒すことのできる場が家庭内に十分に確保されていなかったことも少なくありません。

里親・ファミリーホームの養育者は、自身の家庭において委託された子どものケアを行い、親密な相互作用を通して安定したアタッチメント形成を支え、基本的信頼感を育んでいきます。更に、年齢相応の発達段階に応じた能力の獲得を支援していくことが求められます。この過程はいわゆる「育ちなおし」と呼ばれ、家庭養護の重要な役割とされています。

一方で、子どもはこれまでの生活の中で形成された行動パターンや他者に対する表象モデルを有していると考えられます。また、里親家庭にも独自の生活習慣があるため、そのすり合わせが必要になります。子どもは里親家庭に適応するまでの過程でさまざまな行動を示すことがあり、里親・ファミリーホームの養育者が子どもへの声かけや伝え方等に困難を感じる要因となっています。

とくに被虐待経験をもつ子どもは大人への信頼感を失っていることも多く、「本当に受け入れてもらえるのか」「また見捨てられるのではないか」といった不安を抱えています。そのため、「試し行動」として、里親が困るような行動、例えば大声を出す、暴れる、物を壊すといった行動を示す場合があります。これらは多くの場合、主要なケア提供者である里親らに向けられます。

今回の調査でも、里親は、子どもが自分の部屋の片づけをしない、頻回に学校を休む、里親や家族に暴力や無理難題を言う、必要性を理解しているにも関わらず家庭内のルールを守らないといっ

た行動に悩んでいました。フォスタリング機関や里親支援センターの職員は、こうした日常の子どもへの行動を理解しがたい等の「しんどさ」に丁寧に耳を傾けることが求められます。

試し行動の時期は里親らにとっても非常に負担が大きいため、「子どもにかかわるのがつらい」「かわいいと思えない」「もう無理かもしれない」といった、なかなか児童相談所には打ち明けられないような心情を受け止める必要があります。その上で、里親自身が子どものどのような行動に戸惑っているのか、どのようなことで孤立や責任を感じる等して困っているのか、今後は、里親とフォスタリング機関や里親支援センターとともに、どのように対応していけるのかについて、具体的な提案を行うことが求められます。

また、子どもが様々な行動を示していることの意味や、里親がそれに対応しようと努力している点を肯定的に丁寧に伝え、里親が孤立感や無力感を抱かないように支え、前向きにかかわれるよう後押しすることが重要です。里親自身が被害感や行き詰まりを感じている場合もあるため、誠実に時間をかけて気持ちを聴き取り、子ども自身が「大切にされている」と実感できるかかわりが求められます。

レスパイトケアについては、精神的な余裕をもって子どもと向き合うとの観点から、いずれの里親も利用できることが望ましいにもかかわらず、責任感から利用をためらう里親も少なくありません。そのため、委託前から支援や休息を求めることの重要性を伝えるとともに、レスパイトの趣旨や期間、過ごし方等について子どもへの説明を行い、不安や誤解を生じさせないよう十分に配慮したうえで、積極的な利用を促す声かけを行う必要があります。

さらに、委託後の支援では、認定時のアセスメントやマッチング時のアセスメントにおいて、里親が「里親になって、子どもを養育すること」をどれほど具体的にイメージできていたか、家庭内の関係性や役割分担、家族成員同士のかかわり方、成育歴等を十分に把握できていたかが問われます。
加えて、フォスタリング機関がマッチングや交流に関わっていなかった事例では、委託初期に家庭訪問ができず、初期状況を把握できなかったことが支援上の課題となっていました。このような場合、児童相談所との連携が一層重要となります。

実子への心配りや支援（P14 図内 ポイント3、4）

委託が始まると、里親家庭の生活は大きく変化します。生活習慣の違いが顕在化し、実子が委託児童の行動に悩む場面も少なくありません。フォスタリング機関や里親支援センターの職員は、必要に応じて実子や同居家族ともそれぞれに個別面談を行い、子どもが委託されたことで感じている良かったと思うことやプラスに感じる点等に加えて、難しさやモヤモヤとする気持ち、どうすればよいのか分からないこと等を丁寧に聴き取ることが重要です。

まずは、こうした実子の気持ちや意向について、実子のプライバシーに配慮しながら里親や関係機関と共有し、家庭内での理解や調整につなげていきます。その上で、必要に応じて具体的な支援について検討し、実子が安心して生活できる環境を整えることが求められます。

4-2-4. 里親への委託中に求められる対応と理解

子どもの振る舞いや行動の背景的要因を考えること（P16 図内 ポイント4）

里親は、生活の中で、一見すると子どものわがままな行動や、大人にとって感じの良いふるまいが増える等、委託前の想定と異なるふるまいにしばしば出会います。これらの行動やふるまいの背景を考えていくことが重要です。里親がいつどこで、どんな声かけをして、子どもはどう反応して自分や家族はどう感じたのか、また、一緒にいたその他の人や子どもはどう受け止めたかを短いメモや日記に残し、定期的に支援者と共有して見立てを更新していくことが求められます。

子どもの回復に必要なこと（P16 図内 ポイント4）

回復に向けた対応では、子どもにとって生活が安全で予測できるものと感じられるように環境を整えていきます。起床・食事・学習・就寝等の日課常生活のルーティーンを子どもの心身の発達に合わせ、できる範囲で一定に保ち、約束は明確にします。その際、里親は支援的に応答し、子どもが家庭内で作り上げてきた習慣や約束を守れるよう働きかけます。子どもの不安や怒りを「できごと・気持ち・望み」の順に言葉を添えて受け止め、深呼吸や短時間のクールダウン、安心できる居場所等気持ちを整える方法を子どもと一緒に用意します。行動上の問題については罰ではなく約束やルールを強調しつつ、安心感についても配慮を行い、その具体的なかかわり方についてはチームで検討を重ねていきます。 子どもの情緒的な揺れが強い時期は、支援者と具体的なかかわりについて検討し、短期の支援プラン（児童相談所や支援機関〔里親支援センター・フォスタリング機関〕による養育支援・子どものカウンセリングのための訪問・学校生活における課題への対応についての連携・医療相談の要否等）について検討し、養育負担を里親だけで抱え込まない体制を保つため、里親は積極的に支援者とコミュニケーションを取ることが望まれます。

子どもの成長に必要なこと（P16 図内 ポイント4）

成長に向けた対応では、子どもの年齢・発達に応じて目標を具体化し、達成への手がかりを具体的に示していきます。身支度や時間管理等の生活スキルや学習や安定した通学の見通しに加え、挨拶や相手への依頼、上手な断り方といった他者と関わるためのスキルについても小さな段階に分け、うまくいった点を言葉にして成功体験を積み重ねていきます。 子どもが興味や関心を示す遊び、部活動、お祭り等地域の活動を取り入れ、「楽しみ」や「得意なこと」を増やすことは、学びや進路の意欲につながります。回復によりできる感覚が育まれてくると、目標に向けてエネルギーを振り向けやすくなります。

子どもの回復と成長を実現するためのチーム養育（P16 図内 ポイント4、7）

　これらを支えるのが「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」 による継続的なアセスメントと対応の検討です。里親の日々の記録やメモから見えてきた子どものニーズのサインを整理し、「子どもの理解→かかわり→子どもの変化を見て見直し」を繰り返します。うまくいかないことがあっても、見立てを更新し続けること自体が、チームによって里親家庭とともに養育に責任を持つこととなり、それらがもたらす安心感と養育への自信が養育不調を未然に防ぎ、回復から成長への移行を後押しします。**「安全で予測可能な日常」×「気持ちの言語化と情動調整」×「小さく達成できる成長目標」×「チームでの見立ての更新」**が揃い、お互いに相乗効果があるほど、子どもの安心感と安全感は増し、回復と成長が積み重ねられます。里親と支援者が同じ目標を見て、考え続け、かかわり続けることが、子どもの健全な心身の成長を育みます。

4-2-5. ファミリーホームへの委託中に求められる対応と理解

子どもの振る舞いや行動の背景的要因を考えること（P18 図内 ポイント3）

生活の中で、子どもが養育者にべったりかかわりを求めること、わがままな行動、大人にとって感じの良いふるまいが増える等、委託前の想定と異なるふるまいにしばしば出会います。これらの行動やふるまいの背景を考えていくことが重要です。養育者がいつ、どこで、どんな声かけをして、子どもはどう反応して、自分やその他の養育者はどう感じたのか、一緒にいたその他の人や子どもはどう受け止めたかを記録に残し、定期的に支援者と共有して見立てを更新していくことが求められます。

子どもの回復に必要なこと（P18 図内 ポイント3）

回復に向けた対応では、ファミリーホームの生活を子どもにとって安全で予測できるものと感じられるように環境を整えていきます。起床・食事・学習・就寝等の日課を子どもの心身の発達に合わせ、できる範囲で一定に保ち、約束は明確にします。その際、養育者は子どもが家庭内で作り上げてきた習慣や約束を守れるよう支援的に応答し、子どもが約束やルールを守れるよう働きかけます。養育者が変わってもそのような応答の一貫性が保たれるようにします。子どもの不安や怒りが表出される場面では、「できごと・気持ち・望み」の順に言葉を添えて受け止め、深呼吸や短時間のクールダウン、安心のできる居場所等気持ちを整える方法を子どもと一緒に用意します。暴言や暴力等生活の中で許されない行動については、罰ではなく約束やルールを強調しつつ、安心感についても配慮を行い、その具体的なかかわり方についてはチームで検討を重ねていきます。 子どもの情緒的な揺れが強い時期は、短期の支援プラン（児童相談所やフォスタリング機関の養育支援・子どものカウンセリングのための訪問・学校生活の問題への対応についての連携・医療相談の要否等を明確にしたもの）を立て運用します。複数の子どもが委託されている生活環境においては、一人の不安が他児に波及し、お互いに影響してトラブルになっていることもあります。当該児へのケアと並行して、周囲の子どもへも同じように、合わせてチームで検討し、対応が求められます。

子どもの成長に必要なこと（P18 図内 ポイント3）

成長に向けた対応では、子どもの年齢・発達に応じて目標を具体化し、達成への手がかりを具体的に示していきます。身支度や時間管理等の生活スキルや学習、安定した通学の見通しに加え、挨拶や相手への依頼、上手な断り方といった他者と関わるためのスキルについても小さな段階に分け、うまくいった点を言葉にして成功体験を積み重ねていきます。

子どもが興味や関心を示す遊び、部活動、お祭り等地域の活動を取り入れ、「楽しみ」や「得意なこと」を増やすことは、学びや進路の意欲につながります。特にファミリーホームでは委託されている子ども達に共通の楽しみや目標があることが、子ども同士の絆を作り、関係性の維持や改善に役立

ちます。回復によりできる感覚が育まれてくると、楽しみや目標に向けてエネルギーを振り向けやすくなります。

子どもの回復と成長を実現するためのチーム養育（P18 図内 ポイント3）

　これらを支えるのが「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」による継続的なアセスメントと対応の検討です。日々の記録から見えてきた子どものニーズのサインを整理し、「子どもの理解→かかわり→子どもの変化を見て見直し」を繰り返します。うまくいかないことがあっても、見立てを更新し続けること自体が、チームがファミリーホームとともに養育に責任を持つこととなり、それらがもたらす安心感と養育への自信が養育不調を未然に防ぎ、回復から成長への移行を後押しします。**「安全で予測可能な日常」×「気持ちの言語化と情動調整」×「小さく達成できる成長目標」×「チームでの見立ての更新」**が揃い、お互いに相乗効果があるほど、子どもの安心感と安全感は増し、回復と成長が積み重ねられます。ファミリーホームと支援者が同じ目標を見て、考え続け、かかわり続けることが、子どもの健全な心身の成長を育みます。

4-2-6. 地域小規模児童養護施設における日々の生活の積み重ねと他機関との連携

安定した日常生活の積み重ね

総論にあるように子どもの傷ついた心の回復には「自分が大切にされている」という感覚を抱き、「ここにいて安全だ」という安心感を確立することが必要です。そのために施設職員にできることは、健康的で予測可能な日常生活を丁寧に積み重ねていくことです。それは簡単ではありません。そのような生活や人間関係の経験が乏しい子どもはそのような安心した関係をどこか信じられずに破壊しようとすることがあり、それが「試し行動」と言われることもあります。地域小規模児童養護施設の利点は、そのような行動を複数の職員で協力して受け止められることです。職員がバラバラに対応していては、子どもも安心できません。子どもに関する情報とケアの目的を職員同士できちんと共有し、足並みを揃えた対応を継続することが大切です。

また、複数の子どもが生活していることも地域小規模児童養護施設の特徴で、それが子どもの回復に役立つこともあります。詳しいことはわからなくても、おそらくは自分と同じような過酷な状況で育ってきた子ども達が安定した生活を送っている姿を見ることは、新たに入所した子どもにとって健康的なモデルになります。

どんな職員であれ、過酷な成育歴を抱えた子ども達の気持ちを完全に理解するということは難しいかもしれません。その際に、子どもが「この職員は自分のことをわかろうとしてくれている」という気持ちを持てることが大切です。どのような状況でも子どもを理解しようと考え続けることが、安定したアタッチメントの構築にも役立ちます。

本体施設や他機関と連携して対応する

中高生で入所してから短期間で措置解除になっていく子どもは、無断外出や無断外泊、激しい暴力や暴言、自傷行為や自殺企図等、職員が対応に苦慮する行動が現れことも少なくありません。それらは、子どもがそれまでの生活で経験した虐待等の逆境的体験によって抱えた心の傷が顕在化されていると考えられ、このような状態のときに子どもの気持ちや価値観を受け止めて大切にし、施設側の価値観とすり合わせるような対応をすることで、子どもは安全感や安心感を取り戻すことができます。

しかし、入所してからの日が浅いため、職員と子どもとの信頼関係が構築できていないことも多く、地域小規模児童養護施設の職員だけでは子どもを抱えることは簡単ではありません。そこで大切になるのが、施設内のバックアップです。地域小規模児童養護施設の職員だけで対応しきれないとき

に、施設内の本体施設等からサポートを受けられるシステムを整えておくことが必要です。

さらに児童相談所をはじめ、医療機関、教育機関等の他機関としっかりと連携をとって対応にあたることも重要になります。地域小規模児童養護施設だけで抱え込まずに、様々な支援に開かれることは、子どもにとっても職員にとっても安全な環境を構築することに役立ちます。

4-3．養育不調が起きたときの対応

4-3-1．総論

社会的養護において「養育不調」は、養育者や子どもの努力不足ではなく、「養育環境と支援体制」の構造的な問題を示す重要なサインとして捉えるべきです。養育不調の兆候を察知した際の目標は、これを持続的な養育の質を高める機会と捉え、チーム全体で速やかに対応を講じることです。また、この養育不調のサインを有効に扱うためには、「3-1.アセスメント」から「4-1.委託（措置）当初の対応」までの間でチームでの連携の基盤が築けていたかが最も重要になります。

チーム養育の中で養育不調を認識した場合、できるだけ早くチームの全ての関係者間でその情報を正確に共有することが第一歩です。 この初期段階では、養育不調の原因を追及するのではなく、現状の危機レベルと共有すべき懸念事項を明確にします。チーム全体で「このままでは養育が継続困難になる可能性がある」という危機意識を統一し、問題を個人や家庭の問題として捉えるのではなく、チーム全体の課題として認識することが重要です。

共有された養育不調のサインに基づき、速やかに「再アセスメント」を実施します。これは、委託（措置）当初のアセスメントを見直すだけでなく、現時点での子どもと養育者の状況を再評価するプロセスです。①子ども: 過去のトラウマや発達段階により、当初予期しなかった新たなニーズが生じていないか。②養育者: 養育者のストレスレベル、家族等生活を共にする人同士の協調性、物理的・時間的リソースが現状のニーズに対応できているか。③支援体制の機能不全: 支援頻度、支援内容、情報伝達の経路等、チームの支援が効果的に機能しているか。この再アセスメントの結果に基づき、新たなニーズが生じていれば新たに支援を加える、養育者が対応できていない場合は対応できるような調整が必要になります。

この一連の対応を通じて、養育不調を「失敗」ではなく「養育環境と支援体制の見直しを行うサイン」として建設的に捉えることで、養育者と支援チームとの間の信頼関係を強固なものに再構築します。しかし、これを可能にするためには、委託（措置）前から委託（措置）当初に至るまでの間で、チーム内の関係作りが必要不可欠です。関係が出来上がっているからこそ迅速かつ適切な対応を可能にし、「困難な時にこそ支えてもらえる」という養育者の安心感を高め、結果的に「順調にいかなくてもリカバーできる」基盤を強めます。

<u>養育不調に気付いたときの対応の目標</u>

・チーム全体で養育不調を「養育環境と支援体制の見直しを行うサイン」として捉え、持続的な養育のために各所で最善を尽くし再アセスメントと調整を行うこと。

・できるだけ早く共有し、対応をチームで共に考える。

4-3-2. 児童相談所が養育不調に気づく重要性

児童相談所職員が、養育不調に気付いた場合には、子どもや里親・ファミリーホームへの対応に少しの時間的猶予が生まれるが、児童相談所職員が事態に全く気付かず、里親からの訴えがあって知った場合には、既に支援を行うには時が遅く、訴えがそのまま措置解除の要求となってしまう状況が多々ありました。

児童相談所は、里親家庭にいろいろな提案をしますが、里親家庭は、委託された子どもとはこれ以上は一緒にいられないと既に決めていました。こうした事態を回避するために、児童相談所職員の気づきによって養育不調のリスクを予想できれば、時間的な猶予が生まれ、支援の検討や必要な対応を準備することもできます。児童相談所だけでなく、フォスタリング機関や里親支援センター等の機関とも連携し、実際に子どもに会い、里親家庭・ファミリーホームと子どもの状況をアセスメントし、養育不調の兆しに少しでも早く気付くことが重要です。気づいた時点で、できる限り早く、フォスタリング機関・里親支援センターを含めたチームで再アセスメントと調整を行っていくことが大切になります。

4-3-3. 養育不調が起きた際のフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント

（P14 図内 ポイント4）

丁寧な準備や継続的な支援を行っていても、里親家庭・ファミリーホームではさまざまな出来事が起こり得ます。また、委託前のアセスメントでは明らかでなかった里親自身の課題が、養育開始後に浮上することもあります。今回の調査でも、委託前には予想できなかった要因によって養育が困難となる事例がみられました。また、調査では、子どもの言動や里親に向けられる態度、学校でのトラブル等により、里親・ファミリーホームの養育者が子どもの養育について負担感を強め、不適切な養育に至る事例も確認されました。

フォスタリング機関や里親支援センターは、定期的な家庭訪問を通してモニタリングとアセスメントを行い、養育環境や家族関係の変化を早期に把握する必要があります。その際、困りごとや負担感を「問題」として指摘するのではなく、養育の過程で誰にでも生じ得ることとして位置づけ、里親・ファミリーホームの養育者が安心して率直な思いを話せるような関係づくりが重要です。

また、日頃から「最近大変だと感じることはないか」「少し気になっていることはないか」等の問いかけを行い、小さな変化や違和感の段階で相談につながるよう働きかけていきます。

さらに、養育者の状況やニーズに応じて、子どもの特性や行動理解に関する助言、学校との連携に関する情報提供、医療機関・発達支援機関・心理相談等の専門機関の活用、レスパイトケアや家事支援といった社会資源の利用につなげていくことが求められます。

養育不調が生じた場合には、状況を確認し次第、里親支援センターと児童相談所が速やかに情報を共有し、それぞれの役割に基づいて連携しながら対応していくことが重要です。

4-3-4. 里親家庭における養育不調が起きた時に行う対応

児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）に伝えること

（P16 図内 ポイント5、6、7）

養育の困難さや委託児童との関係悪化については、できるだけ早い段階で児童相談所やフォスタリング機関に伝達することが求められます。養育不調は、再アセスメントが必要であることのサインであり、里親にのみ責任があるわけではありません。この情報をチームで共有し、対応の検討を始めることが、問題の悪化を防ぐために最も望まれます。

養育不調の要因となる事象の分析と対応の確認（P16 図内 ポイント5、6、7）

養育不調の要因となる事象は極めて多様です。委託されている子どもの行動上の問題一つをとっても、発達・精神的な課題、成育歴、実親との関係性が複合的に影響します。更に、里親との関係や、家庭内で共に暮らす子ども達との相互作用も影響を及ぼします。また、家庭内にとどまらず、学校、クラブ活動等での不振や行き詰まりがきっかけとなって行動化を誘発することもあります。したがって、行動上の問題が生起するパターンを正確にとらえ、チーム全体でその背景にある要因と対応を検討していくことが不可欠です。

支援機関からの支援を受け入れること（P16 図内 ポイント5、6、7）

状況によっては、委託されている子どもに対し児童相談所の医師による診察や医学的なアドバイス、児童心理司による心理教育や心理療法（カウンセリング、プレイセラピー等）といった専門的な支援が必要な場合もあります。また、養育相談を併せて行っていくことが求められます。支援を受け入れる際、里親は「これまでの養育が間違っていたのではないか」と感じることがあるかもしれません。しかし、里親養育は誰にとっても非常に難しいものです。その負の感情を超えて、支援者をチームの一員として受け入れ、一緒に養育について考え、新たな視点を取り入れていくことが、子どもにとっても養育者にとっても望まれます。

日々のかかわりの具体化とチームでの統合的な実践（P16 図内 ポイント5、6、7）

チームで養育不調の要因を分析し、対応策を話し合った後は、それを具体的な行動に移す段階となります。子どもの養育環境を改善していくために最も重要となるのは、日々の生活の中で子どもを支える里親の役割です。その対応を進めるにあたっては、里親自身の視点だけでなく、委託された子どもや既に家庭で暮らしている他の子ども達、そして学校等の関係者を含めた全ての人の視点を統合しなければなりません。チームの一員として、里親が委託されている子どもに対して、「何のために」「具体的にどのようなかかわり方をするか」を明確にし、周囲と連携しながら日々の養育を積み重ねていくことが求められます。

振り返りに基づく新たな理解とかかわりの修正（P16 図内 ポイント 5、6、7）

具体的な対応策を実行に移した後は、チームの中で「実際に行ってみてどうだったか」を振り返ることが不可欠です。この振り返りでは、子どもの心の変化や気持ち、そして里親自身の感情についても深く見つめ直す必要があります。この「振り返り」をチームに共有するプロセスを通じて、子どもへの理解を深め、かかわりを修正し、より適切な支援につなげていくことが求められます。

4-3-5. ファミリーホームにおける養育不調が起きた時に行う対応

児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）に伝えること

（P18 図内 ポイント4、5、6、7、8）

養育の困難さや委託児童との関係悪化については、できるだけ早い段階で児童相談所や支援機関に伝達することが求められます。養育不調は、再アセスメントが必要であることのサインであり、養育者にのみ責任があるわけではありません。この情報をチームで共有し、対応の検討を始めることが、問題の悪化を防ぐために最も望まれます。

自傷他害の可能性のある行動上の問題への対応について（P18 図内 ポイント4）

ファミリーホームにおける複数の子ども達が一緒に暮らす生活では、子どもの行動上の問題がエスカレートし、他児への暴力や威嚇、危険が予測される家出といった緊急事態に発展することがあります。特に自傷他害等、子ども達の安全が脅かされる状況や、養育者だけでは制止できない事態に対しては、警察等の外部機関と連携し、物理的な安全を確保することが最優先されます。事態が収束した後は、児童相談所と速やかに連携し、一時保護の要否を含めた今後の方向性を検討するとともに、恐怖を感じた他児や、対応した養育者の心のケアをチーム全体で行う必要があります。いざという時に冷静に動けるよう、具体的な対応を事前にシミュレーションしておくことが不可欠です。

養育不調の要因となる事象の分析と対応の確認（P18 図内 ポイント4、5、6、7、8）

養育不調の要因となる事象は極めて多様です。委託されている子どもの対応に苦慮する行動一つをとっても、委託時には把握されていなかった愛着障害・発達障害傾向が顕在化することもあります。また、心身の発達の遅れ、成育歴、実親との関係性が複合的に影響します。更に、養育者との関係や、ファミリーホーム内で共に暮らす子ども達との相互作用も影響を及ぼします。ファミリーホームでは特に他児との関係性や家庭内における力動が大きく影響します。何かしらの症状や生活上の課題となる行動を示す子どもが複数いる場合、子ども同士のかかわりが刺激となり、互いの課題が連鎖していくことがあり、トラブルにならないよう個別の丁寧な支援が必要になる場合があります。また、ファミリーホーム内にとどまらず、学校、クラブ活動、その他の社会的な人間関係がファミリーホーム内での不安定な行動を誘発することもあります。したがって、そうした行動が生起するパターンを正確にとらえ、その行動の背景にある要因をチーム養育体制の中で丁寧に分析し、対応を検討していくことが不可欠です。

養育者や子どもへの支援を積極的に入れていくこと（P18 図内 ポイント4、5、6、7、8）

日々の生活に配慮の必要な子どもが複数いる場合もあり、ファミリーホームでの養育は、より高い専門性や配慮が求められるものです。関係機関の支援者を「共に子どもを支えるチームの一員」として受け入れ、一緒に養育について考え、新たな視点を取り入れていくことが、子どもにとっても養育者自身にとっても必要となります。児童相談所の医師による診察や医学的なアドバイス、児童心理司による心理教育や心理療法（カウンセリング、プレイセラピー等）といった専門的な支援が必要な場合もあります。また、養育相談を受けながら行っていくことが求められます。 また、子どもに身体的な不調や疾患があり、継続的な通院や生活上の配慮が必要な場合、その負担は長期化すれば大きくなります。こうした負担についても、チームに共有し、移動支援やレスパイトケア等の社会資源を積極的に利用することで、少しでも養育者の負担を軽減し、安定した養育環境を維持することが求められます。

かかわりを具体化し、実践し、振り返る（P18 図内 ポイント4、5、6、7、8）

児童相談所や支援機関と養育不調の要因を分析し対応策を決定した後は、それを具体的な行動に移す段階となります。養育環境の改善において最も重要なのは、日々の生活を支える養育者の役割です。対応にあたっては、委託された子どもや既に暮らしている他の子ども達、関係機関等全ての視点を統合し、「何のために」「どうかかわるか」を明確にして日々の養育を積み重ねます。実行後は、必ずチーム内で「実際に行ってみてどうだったか」を振り返ることが不可欠です。子どもの心の変化や養育者自身の感情を深く見つめ直し、その気づきを共有することで、子どもへの理解を深め、かかわりを柔軟に修正しながら、より適切な支援へとつなげていくことが求められます。

4-3-6．地域小規模児童養護施設での養育不調への対応とその予防

チームとして対応する（P20 図内 ポイント3）

地域小規模児童養護施設で養育不調が起きた場合、地域小規模児童養護施設の職員だけで抱え込まないことが重要です。児童養護施設では職員が組織として働いており、管理職やベテラン職員からのアドバイスを受けることもできます。また、施設内の事例検討会議等を通して複数の視点から子どもへの対応を考えることができます。さらに、心理職等の他職種からのコンサルテーションを受けることも役立つと思われます。そして、そのようなチームを、養育不調が起きてからつくるのではなく、日ごろから構築しておくことが大切で、それが養育不調の予防にもつながります。

実親との協力体制の構築（P20 図内 ポイント5）

中高生で入所した子どもが地域小規模児童養護施設での生活が苦しくなって限界を感じると、実親の家等への無断外泊を試みることがあります。その際に、実親が児童相談所や施設とのやりとりなしに子どもを受け入れてしまうと「なし崩し的な家庭復帰」のような状況が生まれ、そのまま措置解除に至ってしまいます。

そのような事態を未然に防ぐためには、児童相談所と連携を図りながら、施設内の家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）と協力して、実親やその家族との関係を築いておくことが大切です。子どもが無断外泊をするようになってから実親らと協力することは簡単ではないため、そのような事態になる前から、その子どもの健全な成長を願う大人として、職員と実親らが協力できる関係になっておくことが重要です。

子どもの性加害の予防（P20 図内 ポイント3）

今回の調査では、幼少期に入所した子どもが思春期を迎え、性的関心や衝動性が高まる中で、性加害をしてしまうことも地域小規模児童養護施設における措置解除や措置変更の大きな要因となっていました。施設内で性加害をした場合は、被害児童と同じ施設で生活を送ることは難しく、1 回の加害行為でも措置解除に至ってしまうこともあります。

そのため、施設内外での性加害を未然に防ぐことは、措置変更の予防のための大きなポイントになります。性加害はどの年齢でも、異性間でも、同性間でも起こるリスクがあり、その予防は簡単ではありません。しかし、被害児童の傷つきを防ぐためにも最大の努力が必要です。男女の体の成長の違いや、プライベートゾーン等について学ぶ性教育は幼少期からはじめる必要があります。そして、自分の体と心、他者の体と心を大切にすることや、他者と安全に関わる方法を具体的に学ぶ心理教育も重要です。また、生活環境の中で、子どもの様子が見えなくなるような死角を減らすこと、子どもの

些細な行動の変化に気づけるようにチームとして子どもの生活を支えることも、性加害の予防につながります。地域小規模児童養護施設での性加害の多くは職員が 1 人で勤務しているときなど、子どもに目が行き届かないときに発生します。そのため、1 人での勤務時間が減らせる勤務体制になるように工夫していく必要があります。

施設内での性加害の予防は、子どもの権利の保護の視点からもとても重要です。地域小規模児童養護施設の職員は、子どもが安全に生活できるように最大の注意を払う必要があります。

施設内の生活環境を変える（P20 図内 ポイント4）

幼少期には小さなトラブルを起こしても地域小規模児童養護施設で対応できていた子どもが成長して学童期になり、職員や他児童への暴言や暴力の激しさが増し、器物損壊や窃盗等が地域や学校で起こると、地域小規模児童養護施設で抱えることが難しくなってきます。少人数の大人で少人数の子どもを手厚くケアできることが地域小規模児童養護施設の長所ですが、不安定なアタッチメントを抱える子どもは、その濃密な人間関係に耐えられなくなり、自分をコントロールできずに行動が激しくなってしまうことがあります。

そのような状況で、子どもが生活する環境を多くの職員と子どもが生活している本体施設に移すことで、子どもが落ち着くこともあります。生活環境や子どもへの対応が変わることで、行き詰まってしまった職員との関係にも変化が生まれ、子どもの行動が安定するきっかけになります。また、本体施設には、心理職やファミリーソーシャルワーカー等ケアワーカー以外の多職種もいるため、子どもに対するアセスメントも多角的になり、その視点が職員と子どもの関係にゆとりを生み出します。施設内での移動のため、もとの地域小規模児童養護施設の職員とも連携して対応でき、子どもの見捨てられ不安が必要以上に高まることも予防できます。

このように、子どもの生活環境を地域小規模児童養護施設から同じ施設内の本体施設に変更できることは地域小規模児童養護施設のメリットであり、そのような視点をもっておくことも、養育不調の予防に役立つと考えられます。

5. 委託（措置）解除のときに求められる対応

5-1. 委託（措置）解除時の対応、子ども・養育者への説明

5-1-1. 総論

養育不調が共有されたらチーム内そして子どもとも話し合い、どうすべきか検討していきます。チームで手を尽くしても養育継続が難しいと判断された場合に初めて、委託（措置）解除の選択肢が出てきます。委託（措置）解除は、子どもにとって「また見捨てられた」と感じ再トラウマ化のリスクを伴います。そのため、委託（措置）解除時の最優先事項は、子どもがそのような否定的な自己イメージを持たないように努めることです。

まずは、子どもの性格や特性、養育者との関係性をふまえ、伝える時期を決めていくことが求められます。委託（措置）解除の理由について、曖昧にせず、しかし、子どもが傷つかない言葉を選び、前もって事実を伝えます。子どもの精神症状や子どもの自傷他害等行動上の問題の悪化、養育者の暴力等の緊急対応が求められる場合以外は、子どもに理由を説明し理解を求めます。また、委託（措置）解除に伴う生活の場の移行が、子どもにとって新たな傷とならないよう十分対応できる時間が必要です。事前に何も知らせず、当日に説明し、委託（措置）解除を行うことは、子どもの傷を深くすることにつながります。委託（措置）解除が決まった段階で、「いつ・だれが・どのように子どもに伝えるのか」支援者と養育者はよく話し合って決めることが求められます。可能であれば、今後の見通し（次の候補となる養育環境、期間、関わる人）についても具体的に知らせることで、子どもが感じる不安や不確実性を軽減します。子どもが疑問や感情を表現できる場を提供し、その感情を受け止めることも、理解を促す上で重要です。

子どもに丁寧に説明を行った後、いよいよ委託（措置）解除を行います。関係が途切れてしまうこの時こそ、子どもの傷つきを受け止め、子どもが次の生活への希望を持てるよう最大の配慮が求められます。例えば、子どもがそれまで過ごした環境との情緒的な区切りをつけられるよう、養育者から感謝を伝える時間や、委託（措置）先での思い出の品を持っていくことを促す等、お別れのセレモニー的機会を設けることも有効です。子ども自身が価値のない存在ではないことを、養育者と支援者が一貫して伝え続ける必要があります。

委託（措置）先での養育継続ができなくなったとしても丁寧な終結をすることを通じて、子どもは委託（措置）解除をただ見捨てられる体験ではなく、「次の段階へ進む継続したプロセス」として認識できるようかかわることが大切です。

<u>委託（措置）解除時の目標</u>

・子どもの傷つきを最小限に留め、「また捨てられた」という自己イメージを持たないように努める。
・子どもに委託（措置）解除の理由と見通しを説明し理解を促し、養育の終結や移行を丁寧に行う。

5-1-2．委託解除の際に必要な児童相談所の支援

子どもの意向把握とチームによる委託解除の検討

養育不調が里親やファミリーホームの養育者から共有された際、児童相談所はまず子ども本人と丁寧に対話し、その思いや意見を聴き取って決定プロセスに反映させられるかを含めて検討する必要があります。子どもの意向を正確に把握した上で、養育者の状況や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関等）の専門的見地を総合し、チーム全体で慎重に協議を重ね、児童相談所として委託解除について決定することが求められます。

丁寧な説明を行う（P12 図内 ポイント5）

委託解除時には、幼児であっても、中高生であっても、丁寧にわかりやすく子どもに状況を説明し、もちろん、里親にも丁寧に説明し、理解を求める姿勢が大切です。調査では、委託解除の当日に突然子どもに伝え、子どもがその日のうちに里親宅・ファミリーホーム宅から離れなくてはならないということも見られました。もちろん、自傷他害の恐れがある場合や、逃げ出して子どもに危険がある場合、あるいは養育者からの暴力がある等、直ちに保護しなければならない「緊急事態」においては、緊急保護（一時保護）はやむを得ない措置と考えられます。しかし、そうした緊急性が認められないケースにおいては、子どもに事前説明と子どもから話を聴いていくことが大切です。子どもが事態を理解し、自分の気持ちを整理するプロセスを保障することが重要です。お別れの時間を過ごすための準備期間 を必要に応じて設けていくことが必要です。

また、今回の調査では、中高生が、淡々と自分なりに里親とお別れしなくてはならないこと（委託解除）、また養育環境が変化することを受け止めている様子が見られました。また児童相談所が仲介しつつ里親にお別れのコメントをしてもらったり、里親からお別れの品を渡されたりといったセレモニー的機会を経ることで、子ども自身も、里親自身も、未来に向けて前向きになれた事例もありました。里親家庭やファミリーホームでの生活を決して悪いことばかりではなかったと振り返るとともに、措置変更は子どもだけが悪かったわけではないことを里親等から伝えてもらうことで、子どもの傷つきを最小限に抑え、自分自身の存在を肯定的に受け止めることが出来るよう手助けすることが出来ます。委託解除時というお別れの瞬間に、子どもと里親等がセレモニー的な機会等を通して、一旦区切りをつけ、未来につなげていくことが大切です。チーム養育がうまくいかなかったこと、つまり、チームとして子どもや里親等を支えきれなかったことについて、子どもに真摯に伝える必要があります。
更に、子どもは里親家庭やファミリーホームを離れることになり、これから自分はどうなるのかと不安でいっぱいになっています。子どもには、今後の見通し（これからどこに住むのか、どうなっていくのか等）についても丁寧に伝えることが重要です。

そして、これらの各過程では、フォスタリング機関・里親支援センターと十分な情報共有を行い、誰がどのように進めていくのか等の役割分担をしながら連携・協力を進めていくことが肝要になります。

5-1-3．委託解除時におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント

（P14 図内 ポイント 4）

今回の調査では、委託解除時に子どもに対する説明の場にフォスタリング機関の職員が同席した事例は多くは確認されませんでした。しかし、委託当初より児童相談所、フォスタリング機関や里親支援センター、里親・ファミリーホームが、チームとして養育に関わっている場合には、委託解除という困難な局面においても、フォスタリング機関や里親支援センターが果たし得る役割は少なくないと考えられます。

例えば、解除に際して支援機関の職員が同席できる場合には、担当児童福祉司らが子どもに対してどのように説明を行っているか、その伝え方や内容、また里親・ファミリーホームの養育者がどのような様子であったかを把握することができます。これらの情報は、里親・ファミリーホームの養育者と行う解除後の振り返りや、養育不調に至った要因の整理を行ううえで、重要な資料となります。

一方、支援機関の職員の同席が難しい場合においても、解除前後の経過や説明内容について児童相談所から必要な情報提供を受け、養育チームとしてケースレビューを行うことが求められます。このように、委託解除の場面に直接関与するか否かにかかわらず、フォスタリング機関や里親支援センターがチーム養育の一員として関係機関と連携し、情報を整理・共有することは、解除後の里親支援や今後の委託支援に向けた知見の蓄積につながります。

5-1-4. 里親家庭における委託解除時の対応

なぜ委託解除が必要なのかについてチームで検討する（P16 図内 ポイント7、8、9）

里親家庭の中で、委託解除という最終的な決断が必要となる状況について、その必要性をチーム養育体制の中で検討することが不可欠です。委託解除に至る主な要因に関する調査では、以下の理由により里親（主に里母）が対応の限界を訴え、委託解除に至る事例が多く認められました。その多くは、対応に苦慮する行動（激しい感情表現、暴力、嘘、盗み、家出等）が常態化し生活が困難になる場合や、実子や他の委託児童との関係が悪化し、家庭内の安心や安全が脅かされる場合です。

インタビュー調査では、こうした状況を支援機関と十分に共有できないまま、里母が懸命に一人で対応を続け、孤立しながら限界を迎える事例が散見されました。里親家庭が孤立して限界を迎える前に、児童相談所や支援機関へ状況を共有し、子どもの最善の利益と家庭の安全を守るために委託解除が必要かどうか、チームで迅速に対応していくことが求められます。

委託解除の段取りと子どもへの伝え方の確認（P16 図内 ポイント7、8、9）

委託解除が避けられないと判断された場合、「誰が」「いつ」「どのように」委託されている子どもに伝えるか、その段取りをチーム養育体制の中でよく検討する必要があります。養育不調による委託解除では、事態の悪化から保護の直前に児童相談所の職員が子どもに伝え、即座に移動させるという急な対応が見られることがあります。子どもは、このような急な住居の移動や別れを繰り返すことで、心的な負担が増大し、自分の人生の継続性を感じられなくなり、心の傷を負うことが懸念されます。

緊急の対応（自傷他害の恐れ、子どもが逃げ出す、養育者からの暴力等、直ちに保護しなければならない「緊急事態」への対応）が求められる場合以外は子どもの精神的な配慮のため、準備の期間を設け、児童相談所の児童福祉司から子どもに説明した後、里親からも丁寧に説明することが必要となります。委託解除は、子どもにとっても里親にとっても大変つらい経験です。しかし、里親家庭で過ごした時間は、子どもにとって人生の貴重な記憶の一部です。つらい出来事だけでなく、共に過ごした楽しい思い出も含め、それらの記憶が子どもの人生の中で「継続性」をもって保たれることは、子どもの心の安定のために極めて重要です。里親は、可能であれば写真やエピソードを集めたアルバムを作成し（写真を用意するだけでも思い出は残ります）、子どもの人生の軌跡を形として残すことができれば、後々子どもの記憶の継続性や子どもが良い思い出を振り返ることの助けになると考えられます。

5-1-5．ファミリーホームにおける委託解除時の対応

なぜ委託解除が必要なのかについてチームで検討する（P18 図内 ポイント 8、9）

ファミリーホームにおいて、委託解除という最終的な決断が必要となる状況について、その必要性をチーム養育体制の中で検討することが不可欠です。委託解除に至る主な要因に関する調査では、以下の理由により養育者が対応の限界を訴え、委託解除に至る事例が多く認められました。多くは、対応に苦慮する行動（他児への支配的な態度、他児への危険を伴う威嚇行為、暴力、家出、心身の不調、盗み等）が常態化し生活が困難になる場合や他の委託児童との関係が悪化し、ファミリーホーム内の安心や安全が脅かされる場合です。調査協力者の中で、児童相談所やフォスタリング機関等の支援機関と密に共有や検討を重ねた上で委託解除となった事例はほとんど見られませんでした。多くの場合、キーパーソンである養育者が懸命に対応を続け、加害行為や法的な問題となる事象が頻発する中で力尽き、「対応が困難になった」と児童相談所に訴える形で委託解除の判断が下されていました。養育者は児童相談所に状況を共有し、委託解除の判断をする際には迅速に対応していくことが求められます。

委託解除の段取りと子どもへの伝え方の確認 （P18 図内 ポイント 8、9）

委託解除が避けられないと判断された場合、「誰が」「いつ」「どのように」委託されている子どもに伝えるか、その段取りをチーム養育体制の中でよく検討する必要があります。養育不調による委託解除では、事態の悪化から保護の直前に児童相談所の職員が子どもに伝え、即座に移動させるという急な対応が見られることがあります。子どもは、このような急な住居の移動や別れを繰り返すことで、心的な負担が増大し、自分の人生の継続性を感じられなくなり、心の傷を負うことが懸念されます。

緊急の対応（自傷他害の恐れ、子どもが逃げ出す、養育者からの暴力等、直ちに保護しなければならない「緊急事態」への対応） が求められる場合以外は子どもの精神的な配慮のため、準備の期間を設け、児童相談所の児童福祉司から子どもに説明した後、養育者からも丁寧に説明することが必要となります。委託解除は、子どもにとっても養育者にとっても大変つらい経験です。しかし、ファミリーホームで過ごした時間は、子どもにとって人生の貴重な記憶の一部です。つらい出来事だけでなく、共に過ごした楽しい思い出も含め、それらの記憶が子どもの人生の中で「継続性」が保たれることは、子どもの心の安定のために極めて重要です。ファミリーホームの養育者は、可能であれば写真やエピソードを集めたアルバムを作成し、子どもの人生の軌跡を形として残すことができれば後々子どもの記憶の継続性や子どもが良い思い出を振り返ることの助けになると考えられます。

5-1-6. 地域小規模児童養護施設における措置変更の判断と職員のケア

施設職員の葛藤や傷つき（P20 図内 ポイント6）

「なし崩し的な家庭復帰」によって措置解除に至ってしまった入所期間の短い事例においても、施設職員はその子どもの健全な成長を願い「施設でもっとみたかった」という思いと、短期間の入所で信頼関係を築けなかったため「仕方がなかった」という諦めの間に葛藤を抱えます。しかし、地域小規模児童養護施設では、定員に空きができると、すぐに次の子どもが入所してくることも多く、立ち止まってその葛藤を抱え続ける余裕がないことも少なくありません。そのことで職員の深い傷つきを防げるかもしれませんが、その葛藤が知らず知らずに疲労感として蓄積していく可能性もあります。 その防止には、職員間で措置解除になってしまった子どもについてふりかえり、お互いの思いを共有することが大切です。うまくいかなかった要因を子どもや特定の職員だけに求めず、施設全体としてできたこととできなかったことを話し合い、葛藤や傷つきをともに抱えていくことが、施設がよりよいチームとして成長していくために重要になります。

子どもの特性にあった施設への措置変更（P20 図内 ポイント7、8）

家庭復帰が難しい子どもが児童養護施設で生活が継続できなくなった場合、障害児入所施設や児童自立支援施設、児童心理治療施設等、他の児童福祉施設への措置変更となります。子ども本人が児童養護施設での生活に限界を感じて、強い疲労感を抱いていることもあり、子どもの特性に適した施設に措置変更したほうが、子どもにとって望ましいと考えられます。その一方で、施設職員は「児童養護施設でもっとみたい」というさみしさを感じることもあります。幼少期から一緒に生活することで子どもとの関係も深くなっており、そのような感情をもつことは自然なことです。しかし、情に流され過ぎずに、今の子どもの状態だけでなく、これからの成長を見据えて、子どもがどこで生活するのが最適かを考える長期的な視点をもつことも必要です。

また、障害を抱えた子どもが、思春期以降に大きなトラブルを起こしてしまうリスクが大きい場合、幼少期や児童期に前もって障害児入所施設等に措置変更することが有効な場合があります。子どもが納得できるような丁寧な説明は必ず必要ですが、思春期になって大きな失敗をして措置変更になり、子どもが「自分が問題を起こしたから施設を変えられた」という見捨てられ体験を予防することにつながります。

いずれにしても、子どもの「見捨てられた」という傷つき、職員の「見捨ててしまった」という後悔を小さくするためには、子どもの成長した点や必要な支援について職員同士で丁寧に熟議していくことが重要になります。

5-2．委託（措置）解除後に求められる支援や対応

5-2-1．総論

委託（措置）解除直後は、子どもは「喪失体験」からの回復と「新しい環境への適応」が同時に求められる、極めて心理的負担の大きい時期です。この期間の目標は、子どものケアを持続的に行うことに加え、養育者も一連の流れを整理し、次の生活環境に移行できるようにすることにあります。

急な委託（措置）解除は、子どもに深い喪失感という大きな負担をかけるため、児童相談所は子どもに対して特に丁寧なかかわりが必要です。一見気にしていないようでも、傷つきがないということではないことを理解してかかわります。過去にかかわった養育者やこれまでの生活について自由に話すことをタブーにせず、それらが「なかったこと」にならないよう、過去を肯定的に整理する手助けをします。それと並行して、新しい生活環境に慣れるための段階的な支援を行います。焦らせることなく、子どもが自分のペースで探索し、安心感を見つけられるよう心がけます。

子どもだけでなく養育者も、養育の役割の終結を心理的に整理するプロセスが必要です。養育者にとって養育不調による委託（措置）解除は、自身の養育の努力が報われず、一度生活を共にした子どもを失うという喪失感を抱く体験となります。また、委託（措置）解除に至ってしまったことで自責的になったり、他責的になったりと、養育不調は養育者にも大きな影響を与えます。そのため、チーム内で養育者を十分に労うと同時に、解除に至った理由や、かかわりの意味を建設的に振り返る、一連の出来事を整理する機会が必要です。情緒面のサポートを行い、委託（措置）解除後の生活や将来の委託（措置）を前向きに捉えることができるように支援します。

<u>委託（措置）解除後の対応の目標</u>

・委託（措置）解除は子どもの負担が大きいため、子どもは喪失体験と新しい環境への適応の支援が必要である。児童相談所は移行後の子どものケアについて確認すること。
・養育者・子どもそれぞれが、養育の終結を整理し、次の生活環境へ移行できるようにすること。

5-2-2．委託解除後に児童相談所が行う必要のあること

里親家庭・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設での生活を肯定的に受け止めるための支援（P12 図内 ポイント6）

今回の調査では、措置変更について子どもが「淡々と受け止めている」「なにごともなかった」かのように見えたということも語られました。しかし、そのように見えても、必ず傷つきがあると考え、子どもに寄り添い、不安や不満の気持ちをまず聴き取ることが重要です。その上で、措置変更が決して子どもが悪い為ではないこと、子どもに責任はないことを改めて確認します。そして、里親家庭やファミリーホーム、また地域小規模児童養護施設での経験を子どもがポジティブに捉えることが出来るよう、手助けします。

里親家庭・ファミリーホームの喪失感の受けとめ（P12 図内 ポイント6）

里親家庭やファミリーホームでは、養育者が自分を責めたり、喪失感を抱いたりする状況になります。まず、里親の不安な思いや怒りを傾聴し、吐き出してもらうことが大切です。その上で、里親家庭が次の委託に進んでいけるよう委託解除になった理由やプロセスを整理し、振り返る機会を持つことが望ましいと言えます。このとき、里親やファミリーホームの話を傾聴し、一緒に振り替える機会を持ってもらう等、フォスタリング機関・里親支援センターの協力も仰ぐ必要があります。

子どもの状況の引継ぎ（P12 図内 ポイント6）

措置変更後、子どもが生活する場が決まったら、子どもの状況をきちんと引き継ぐ必要があります。可能であれば、里親やファミリーホームも加わり、次の委託先の里親やファミリーホームあるいは施設の職員と児童相談所、フォスタリング機関・里親支援センターで子どもの里親家庭での生活について話し合うミーティングの場を持つことが重要でしょう。

5-2-3．委託解除後におけるフォスタリング機関および里親支援センターの支援上のポイント

（P14 図内 ポイント5）

委託解除前後に受けられるサポートについては、里親研修の段階であらかじめ周知しておく必要があります。今回の調査では、委託解除後に里親登録を抹消する事例もみられ、その際フォスタリング機関や里親支援センターだけでは対応が難しく、児童相談所と連携して支援を検討する必要がありました。

委託解除は、里親・ファミリーホームの養育者に大きな喪失感をもたらします。特に想定外の解除の場合は、より丁寧な配慮が必要です。場合によっては里親とフォスタリング機関や里親支援センター、および児童相談所との関係が不安定になることもあります。里親・ファミリーホームの養育者は、養育期間の長短にかかわらず、委託解除となった子どもに対する思い等、措置解除に伴って生じるさまざまな感情について率直に語ることができる場の提供等の支援が求められます。

5-2-4. 里親が委託解除時に抱える主な感情とケア

委託解除をめぐる様々な気持ちと向き合う

養育不調による委託解除の経験は、里親に言葉にできないほどの複雑な感情や罪悪感をもたらすことがあります。里親の中に生じるこうした思いに気づき、向き合うことは、心の回復のためにも、これからの活動を考えていく上でも非常に大切です。

調査では、委託解除に際して、以下の表で示されている「里親が抱える主な感情」を感じている里親がいました。こうした感情は、チーム養育体制が取れず、里親が孤立し懸命に問題解決に取り組まざるを得なかった背景から生じている場合があります。

【里親が抱える主な感情】

子どもへの罪悪感	委託されていた子どもに対する「自分が最後まで養育できなかった」という思いや、解除を求めたことへの強い罪悪感。
協力者への罪悪感	学校関係者、同級生の保護者等、協力を求めていた関係者の期待に応えられず、結果として委託解除を求めたことへの申し訳なさ。
委託解除のプロセスへの複雑な感情	委託解除を求めてもなかなか対応が進まなかったことへの苛立ち。逆に、意図せず急なタイミングで解除が決定したことへの戸惑いや混乱。

チーム連携の難しさと早期共有の大切さ

チーム養育の中で、子どもの対応困難な行動に対する情報共有や対処の検討が不足していると、児童相談所は子どものリスク管理を最優先せざるを得なくなります。その結果、里親の心の準備とは関係なく、時に唐突な委託解除に至る可能性があります。十分な協議ができず、本来は児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）とのチーム養育体制の中で負うべき重圧を、里親家庭だけで抱え込んでしまうような状況は、里親の心身の限界を招き、その後のプロセスを混乱させる要因となります。このことからも、支援機関と早期に状況を共有することが重要となります。

里親自身の心の回復とケア

調査協力者の中には、つらい気持ちを引きずり、その後里親をやめてしまう方もいました。養育に注いだ気持ちが強いほど、別れによって生じる空白感や罪悪感は大きなものになります。

抑うつ症状が強く表れる場合には、精神科への受診が必要となる場合もありますし、ご自身の里親人生を振り返り、心のケアを行うために、専門機関でカウンセリング等のサポートを受けることも心の回復にとって有効です。加えて、同じ立場や経験を持つ里親仲間と気持ちを分かち合う「ピアサポート」も大きな支えとなります。里親会やサロン等で、誰にも言えなかった子どもの養育上で抱えたつらさを語り、共感し合うことは、孤立感を和らげ、心の回復に向けた力となることがあります。

5-2-5．ファミリーホームにおける解除後の対応と振り返り

委託解除をめぐる精神的負担と心のケア

調査で語られることはあまりなかったものの、ファミリーホーム養育者も里親と同様に委託解除のプロセスが思い通りにいかないこと等への複雑な感情や子どもへの罪悪感等を抱くことがあります。委託解除後は、必要に応じて専門的なケアやピアサポートを活用し、心の回復を図ることが大切です。

委託解除後の対応と、ファミリーホームに必要な支援体制

ファミリーホームにおける委託解除は、子ども本人にとって大きな変化であると同時に、ファミリーホームで暮らす他の子ども達や養育者の生活にも影響を与えます。解除後は、子どもがより専門的な支援のある施設に移行する等、その子にとって適した環境が整うこともあります。また、解除後になって、他の子どもが「実は負担があった」と語ることもあり、共同生活の中では見えづらかった影響が表面化することもあります。ファミリーホームは複数の子どもが生活する場であり、1 人の行動や特性の影響が全体に広がりやすい環境です。そのため解除は単なる「ひとつの委託の終わり」ではなく、ホーム全体としての養育体制や支援のあり方を振り返り、次の委託に向けた準備を整える重要な機会であるといえます。

解除後のファミリーホーム内の子どものフォローの方法

委託解除は、残る子ども達にとっても大きな出来事で、「自分も急に生活場所が変わるのではないか」という不安につながることがあります。解除後は、変わらない日常生活のルーティーンや生活リズムを保ち、子どもの行動や気持ちの変化に気づけるよう丁寧にかかわることが大切です。不安や戸惑いが見られる場合には、児童相談所や支援機関と連携し、必要に応じて外部の支援につなげていきます。子どもが話したい様子を見せたときは、無理に聴き出さず、子どものペースに合わせて気持ちを受け止めます。解除された子どもについて質問があった場合には、事実として伝えられる範囲で丁寧に説明し、居場所となっているファミリーホームの生活が続くことについて、その子どもが安心できるような言葉がけを心がけます。

次の委託を受ける前にすべき体制のチェック

ファミリーホームでは、委託解除後に次の子どもの委託の打診がすぐにあることも少なくありません。しかし、解除直後の体制が整わないまま次の委託を受けると、ファミリーホーム内で再び委託され

ている子ども達と養育者の負担が蓄積し、養育不調につながるおそれがあります。次の委託に進む前に、以下の視点をファミリーホーム内で確認しておくことが大切です。

まず、解除によってファミリーホーム全体の生活や雰囲気にどのような影響が生じたかを振り返り、子どもと養育者の疲労度やストレス状況を評価することが必要です。特に共同生活において我慢を重ねていた子どもがいた場合には、その子どもへのフォローや支援が優先されるべきです。

次に、養育補助者を含めたホーム内の役割分担と支援体制が整っているかを確認し、不安や課題が残っている場合には、児童相談所や支援機関と連携した上で見直す必要があります。特に、すでに暮らしている子どもの中で新たに心理的ケアや発達支援を必要とすることもが複数名いる場合、医師や心理士等の専門職とすぐに連携できる体制が整っているかどうかが、新たな受け入れを決める際の重要な判断基準となります。 新たに委託される子どものニーズと、ホームの現状のバランスを、打診の段階で慎重に検討することが求められます。子どもの特性や既に暮らす子ども達の状況を踏まえ、無理のない受け入れが可能かどうかを、判断していく必要があります。

5-2-6．地域小規模児童養護施設における措置解除時の対応とアフターケア

子どもの情報の引継ぎ（P20 図内 ポイント7）

地域小規模児童養護施設を措置解除になり、他の児童福祉施設に措置変更になる場合、児童相談所と連携しながら、変更先の施設に子どもの情報をしっかりと引継ぎ、スムーズに新しい生活がスタートできるように支援する必要があります。また、措置解除によって家庭復帰になった場合は、児童相談所や地域のこども家庭センターと連携して要保護児童対策地域協議会における個別ケース会議等を開催し、子どもが通う学校等を含め、地域でその家庭を支えていく体制を整えていくことも必要です。

地域小規模児童養護施設で措置解除になった場合、施設の他の子ども達にどのように説明するかは大きな課題です。それまで一緒に生活していた仲間がいなくなることは、少なくないショックを与えます。守秘義務のため、全てを説明できないと想像されますが、残された子ども達も不安や傷つきを抱えていることを理解してケアをしていくことが大切です。

アフターケアの工夫

措置解除や措置変更になった子どものアフターケアも施設職員の重要な仕事になります。施設との関係が切れてしまう事例も多いと思いますが、可能なかぎり施設とのつながりを保つ工夫が必要です。例えば、子どもの誕生日の連絡を続けることで、職員とのつながりが継続し、子どもが生きていく支えになることもあります。

また、施設側から子どもへの連絡手段が途絶えてしまう場合も考え、子ども側が望めば施設とコンタクトをとれるように、様々な工夫をしておくことも有効です。例えば、毎年、同じ日程で退所した子どもが集まるイベントを開催することで、施設に足が向きやすくなるかもしれません。

職員は入れ替わっても、その施設が同じ場所にあり続けることが、アフターケアにおける児童養護施設の特徴であると考えられます。

5-3．委託（措置）解除の対応の振り返り―今後に経験を活かすために―

5-3-1．総論

委託（措置）解除後の振り返りは、単なる手続きの完了ではなく、経験を意味づけ、次への糧とするための重要なプロセスです。養育者、支援者含め、関わった全ての人々が解除の経緯を適切に理解・整理し、その経験を将来の安定的な養育に活かすことが大切です。

委託（措置）解除直後は、養育者が養育不調の体験を心理的に整理することを支援者が手伝うことが求められました。その後、養育者が心理的に落ち着き、前向きに養育を振り返ることができる状態に至った場合、委託（措置）期間中の養育環境や子どもへのかかわりについて、養育者と支援者は共同で振り返り、経験を構造的に整理する機会を持つことができます。これは、感情的な終結だけでなく、社会的養育に携わる者としての専門的な学びとするための重要な作業です。

養育者の心境は、委託（措置）されている子どもの養育から離れたことにより落ち着き、受け止め方が変わっていることも考えられるため、委託（措置）解除が必要だと判断した理由について、支援者は改めて養育者に説明を行う必要があります。そして養育者は、養育上の成功体験と困難であった点を具体的に掘り下げ、養育者が抱えていた不安やストレスに対して適切な支援が提供されていたかを支援者と話し合いましょう。この振り返りを通じて、養育者と支援者双方でチームとしての強みと限界を理解することで、次の委託（措置）に養育不調の経験を活かすことができます。

また、支援者は上記に加えて、委託（措置）前のアセスメントの見立てやマッチングの妥当性、養育不調の兆しへの対応の迅速性等、支援体制そのものの有効性を改めて振り返ることが求められます。支援が不足していた点や、関係機関との連携の課題を整理し、マニュアルや研修内容の改善につなげます。

養育者と支援者それぞれが建設的に振り返る機会を持つことで、養育不調による委託（措置）解除を単なる失敗ではなく、学びに変えることができます。そうすることで、将来の委託（措置）における支援の質と安定性を高めるための貴重な財産となります。

委託（措置）解除の対応の振り返りの目標

- **委託（措置）解除が必要であった理由について説明を行う。経緯を振り返り、考えることができるようにするため、支援を行う。**
- **養育者と支援者ともに養育を振り返り、課題を整理して次の委託（措置）へ活かすこと。**
- **委託（措置）解除後も、子どものケアの連続性を確保するために可能な対応を検討する。**

5-3-2．児童相談所における振り返りの重要な点

振り返りの重要性（P12 図内　ポイント6）

今回の調査では、中高生の場合は、委託解除後の振り返りを重要視している児童相談所もありました。しかし、中高生に限らず、幼児も小学生も、委託解除後に振り返りを行うことはとても重要です。里親家庭での経験を子どもの将来につなげていくために、どの年代でも子どもが理解できるよう丁寧に行う必要があると考えられます。

また、里親・ファミリーホームについては、養育に関する過度な失敗との認識や喪失感を軽減するためにも、振り返りを行うことは重要です。振り返りの中では、里親・ファミリーホームの養育だけではなく、チームで子どもと里親・ファミリーホームを支えきれなかったこと、委託解除が里親・ファミリーホームだけの責任ではないことも確認する必要があります。また、里親・ファミリーホームにおいて、措置解除後も、子どものことを心配することも多くあります。措置解除後の里親については、振り返りだけでなく、可能であれば次の委託をすることで、養育不調による措置解除が、里親だけの責任ではないことを示すことも重要であるという示唆もありました。

なお、措置解除後は、子どものケアの連続性の確保のために、可能であれば、子どもと里親・ファミリーホームの交流を継続することが望まれます。養育不調による措置解除の場合、関係の継続は困難であることも多くあるとは考えられますが、子どものために必要性があれば検討するべきです。

チームで振り返る（P12 図内　ポイント4、6）

振り返りは、子どもと里親・ファミリーホームが個々に行うだけでは十分ではありません。里親やファミリーホームと、児童相談所、フォスタリング機関・里親支援センター、その他の機関等、チームでの養育や支援内容の振り返りを行い、同じことが起きないよう検討することが大切です。その際、決して里親やファミリーホームだけに責任を帰するのではなく、里親家庭・ファミリーホームや子どもへ支援や支援体制の不足という構造的な問題があることを意識するべきです。誰かを責めるのではなく、建設的かつ前向きな話し合いを行います。

さらに、今回の調査では、地域の児童相談所やフォスタリング機関・里親支援センター等の機関同士での事例検討にも近い振り返りの機会について提案がありました。こうした多機関による振り返りの機会を持つことで、養育不調や養育不調による措置変更に関する支援の経験、チーム養育のノウハウを地域で蓄積していくことが可能になります。

5-3-3. 委託解除時の対応の振り返りにおける

フォスタリング機関および里親支援センターの留意点

（P14 図内 ポイント5）

既に述べたように、養育不調による委託解除は里親やファミリーホームの養育者にとって大きな傷つき体験となります。継続的に気持ちに寄り添うことが重要ですが、委託がなくなるとフォスタリング機関や里親支援センターの定期訪問が途切れる場合もあります。また、里親制度は措置制度であるため、解除に際してフォスタリング機関、里親支援センター、および児童相談所との関係が不安定になることもあります。このような状況であったとしても、フォスタリング機関、里親支援センターは、支援者として里親やファミリーホームの養育者の気持ちを丁寧に受け止める姿勢が求められます。

子どもの養育を振り返ることは重要ですが、里親やファミリーホームの養育者自身が傷つき体験として受け止めている場合、振り返りには大きなエネルギーを要します。施設の場合、措置変更となった事例を職員間で振り返り、役割分担や対応を検討しますが、里親やファミリーホームの養育者は日常生活の中で自らのかかわりを自分自身で振り返る必要があるため、一層困難な作業となります。委託解除後、自らを責める里親やファミリーホームの養育者も少なくありません。しかし、振り返りが十分に行われないままでは、次の委託で同様の課題に直面する可能性があります。そのため、次の委託に活かすためにも、養育チーム全体で振り返りを行うことが重要です。

5-3-4. 里親家庭における委託解除の対応の振り返り

―今後に経験を活かすために―

体験しないとわからない養育不調による委託解除の経験

調査ではほとんどの里親の方が、自分自身が養育不調による委託解除を経験するとは思ってもみなかったと回答していました。また、委託前にアタッチメント障害について研修を受けたとしても、実際のアタッチメントに課題のある子どもとかかわることがこんなにも難しく、つらいことなのかと述べていました。また、養育不調による委託解除は、複雑な感情や罪悪感、悲嘆をもたらすことがあります。それらのことは委託前に聞いておきたかったとの声もありました。

この経験を、里親個人の失敗と捉えるのではなく、社会的養護の現場に内在する困難として捉え直し、傷ついた心と体をゆっくりと休め、ご自身を労わる時間が何よりも大切になります。 里親や他の子ども達や里親らが同じ苦しみを味わわないようにするためには、困難を経験された方々と児童相談所や支援機関（里親支援センター・フォスタリング機関）との振り返りが重要です。一定の時間が経過し、もし振り返りが可能な状態であれば、その経験は社会的養護をより良いものに変えることにつながります。

その後の養育や里親養育改善の活動に生かしていくために

里親養育不調による委託解除の経験は、里親に大きな精神的負担をもたらしますが、同時に、今後の子どもの養育に活かすことのできる貴重な経験となる可能性があります。この経験を振り返る中で、手引きが提唱するな「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」を形成することの難しさや課題が明確になることがあります。

今後の里親養育にこの経験を活かすため、児童相談所や支援機関と今後の活動について話し合うことが必要です。この建設的なコミュニケーションの中で、経験を整理し、今後の活動のために必要なサポートや、ご自身に合った養育スタイルを見定めることが可能になります。

経験を生かしていくことの重要さ

里親養育については、その困難さを当事者として語ることには大きな意義があります。子どもの個人情報は守秘義務により共有できませんが、ご自身の養育体験を伝えることは、他の里親が事前の対策を講じ、「チーム養育」の必要性を深く理解する助けになります。この点からも、児童相談所と連携しながらその知見を伝えていくことは、現場での困難な経験をより良い養育環境づくりに活かすこととなり、子どもを中心とした里親養育のあり方を広めていくための、かけがえのない取り組みとなります。

5-3-5．ファミリーホームにおける委託解除の対応の振り返り

―今後に経験を活かすために―

養育不調による委託解除の経験を振り返ること

ファミリーホームでは、一人の委託解除があっても他の委託されている子どもの養育は続き、すぐに次の打診が来ることも少なくありません。そのため、精神的負担もある中、養育不調の経験を丁寧に振り返り、整理していく時間が十分に確保されていないかもしれません。できれば、この手引きに示されている点で、できたところとできなかったところについて振り返り、その後の養育に生かしていくことができれば、今後のファミリーホームにおける養育を更に改善していくことにつながると考えられます。

経験をその後の養育や活動に生かしていくために

養育不調の経験を、個人の失敗と捉えるのではなく、社会的養護の現場に内在する困難として捉え直し、今後の養育や活動に生かしていくことが重要です。養育不調による委託解除の経験は、ファミリーホームの養育者に大きな精神的負担をもたらしますが、同時に、今後の子どもの養育に活かすことのできる貴重な経験となる可能性があります。この経験を振り返る中で、本手引きが提唱する有機的な「チーム養育」や「支援ネットワーク体制」を形成することの難しさや、連携における課題が明確になることがあります。

今後のファミリーホームの養育にこの経験を活かすため、児童相談所や支援機関と今後の養育について話し合うことが必要です。この建設的なコミュニケーションの中で、経験を整理し、今後の活動のために必要なサポートや、ファミリーホームの活動の方向性を見定めることが可能になります。

経験を生かしていくことの重要さ

ファミリーホームの養育について、その困難さを当事者として語ることには大きな意義があります。子どもの個人情報は守秘義務により共有できませんが、ご自身の養育体験から、他のファミリーホームの養育者がどのような対策を講じているかを共有することで、養育についての考えや対策について深く理解する助けとなります。この点からも、児童相談所と連携しながらその知見を伝えていくことは、現場での困難な経験をより良い養育環境づくりに活かすこととなり、子どもを中心としたファミリーホームの養育のあり方を広めていくための、かけがえのない取り組みとなります。

5-3-6. 地域小規模児童養護施設における

客観的な視点の活用と安全なチーム作り

地域小規模児童養護施設がもつ客観的な視点

地域小規模児童養護施設は、本体施設と比べるとより家庭的な環境で子どもをケアすることができます。それでも里親家庭に比べれば多くの子どもが一緒に生活しています。また、ケアにあたる職員も少人数ではありますが、里親家庭と比較すると一人の職員が子どもと過ごす時間は短くなります。その一方で、そのような関係性のおかげで虐待を受けた子どもの支配と服従の関係性に巻き込まれ過ぎずに、冷静に対応することも可能となります。さらに、様々な経験を有する職員がチームでかかわることで、子どもの成長や発達を客観的に理解できるという特徴があります。また、経験豊かなベテラン職員からのアドバイスや、心理職等とのコンサルテーションも子どもの客観的な理解に役立ちます。

子どもへの客観的なまなざしは、職員と子どもの関係にゆとりをもたらし、チームとして子どもを抱えるための礎になります。また、客観的な視点をもつことで、子どもの理解をめぐる他機関との対立の予防にもなり、連携でも役立ちます。子どもと職員の間に遠すぎず、近づきすぎない距離感を構築できることが地域小規模児童養護施設のメリットかもしれません。

地域小規模児童養護施設がよりよいチームになるために

養育不調による措置解除や措置変更の予防のためには、チームとして子どもを支えることが何よりも大切です。地域小規模児童養護施設では、保育士や児童指導員等のケアワーカーが複数で子どもの生活を支えており、施設内には家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）や心理職等の他の専門職も在籍しています。しかし、メンバーが揃っていればチームとして機能するわけではなく、よりよいチームとなるためには、お互いに安心して意見を言い合えるような職員間の心理的安全性が大切です。

地域小規模児童養護施設では、施設における多職種の職員による支援の専門性と、より里親家庭に近しい家庭的環境において子どもの成長発達を促進できる環境にあります。地域小規模児童養護施設等で培われてきたチーム養育を、里親家庭やファミリーホームにおけるケアや支援においても実践できることは、養育不調の予防とケアにとって大変重要です。

6. おわりに

本手引きでは、里親、ファミリーホームおよび地域小規模児童養護施設の養育不調の現状と課題、そしてその予防とケアについて整理しました。また、 多くの子どもたちが抱える困難さと、それを支える養育現場の苦悩を踏まえ、子どもたちの最善の利益を守るための鍵として、子ども一人ひとりのチームを作ることの実現に向けた視点を示しています。

ここまでお読みいただいて、「子どもがこんな行動をした時は、こうすればいい」といった具体的な対応策があまり書かれていないことに、お気づきかもしれません。それは、子どもたちが背負ってきた背景や傷つきの深さ、そしてそこから生まれる行動の意味は、一人ひとり全く異なり、すべての子どもに当てはまる「正解」はないからです。本手引きが目指したのは、「正解」をお渡しすることではなく、現場の皆様がお会いされる子ども達を支えるための「知恵」を紡いでいただくための「土台」を共有することでした。

関係者の皆様には、この手引きをきっかけとして、社会的養護のもとで暮らす子どものトラウマケアやアタッチメントの特徴をふまええた養育やその支援に関する様々な文献や最新の知見をご自身でも調べ、学び続けていただければと願っています。

そして、目の前にいる子どもの行動が何を伝えようとしているのか、今この子にとって、そして自分たちのチームにとって何をすることが必要なのかを、一人ひとりが思い描き、対話を重ねていくことが求められます。それこそが、子ども達の心に寄り添うケアにつながっていくと考えられます。

社会的養護における養育は、決して誰か一人に重荷を背負わせ、抱え込ませるものではありません。 子どもたちが傷つきから少しずつ回復し、「自分にもできるかもしれない」という感覚を取り戻して未来へ歩み出すためには、周りの大人たちがしっかりと手を取り合い、変わらない愛情と専門性をもって寄り添い続けることが欠かせません。

この手引きが、それぞれの場所で子どもたち一人ひとりのための温かく力強い「チーム」を生み出し、一つでも多くの笑顔と健やかな成長を守るための一助となることを心より願っています。

最後になりますが、本手引きの作成にあたり実施した調査に多大なるご協力をいただいた児童相談所、フォスタリング機関、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設の皆様には深く感謝申し上げます。皆様から寄せられた貴重な声と経験こそが、この手引きの大切な土台となっています。本当にありがとうございました。

引土達雄

本手引きは以下の研究助成によって調査を行い、作成されました。
こども家庭庁　こども家庭科学研究費補助金　成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究
2023 年 4 月 – 2026 年 3 月

□研究代表者

引土　達雄　新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科

□分担研究者

上鹿渡 和宏　早稲田大学人間科学学術院
三輪　清子　明治学院大学 社会学部 社会福祉学科
山口　敬子　京都府立大学 公共政策学部 社会福祉学科
塩谷　隼平　東洋学園大学 人間科学部

□研究協力者

藤巻　楽々　新潟青陵大学大学院 臨床心理学研究科